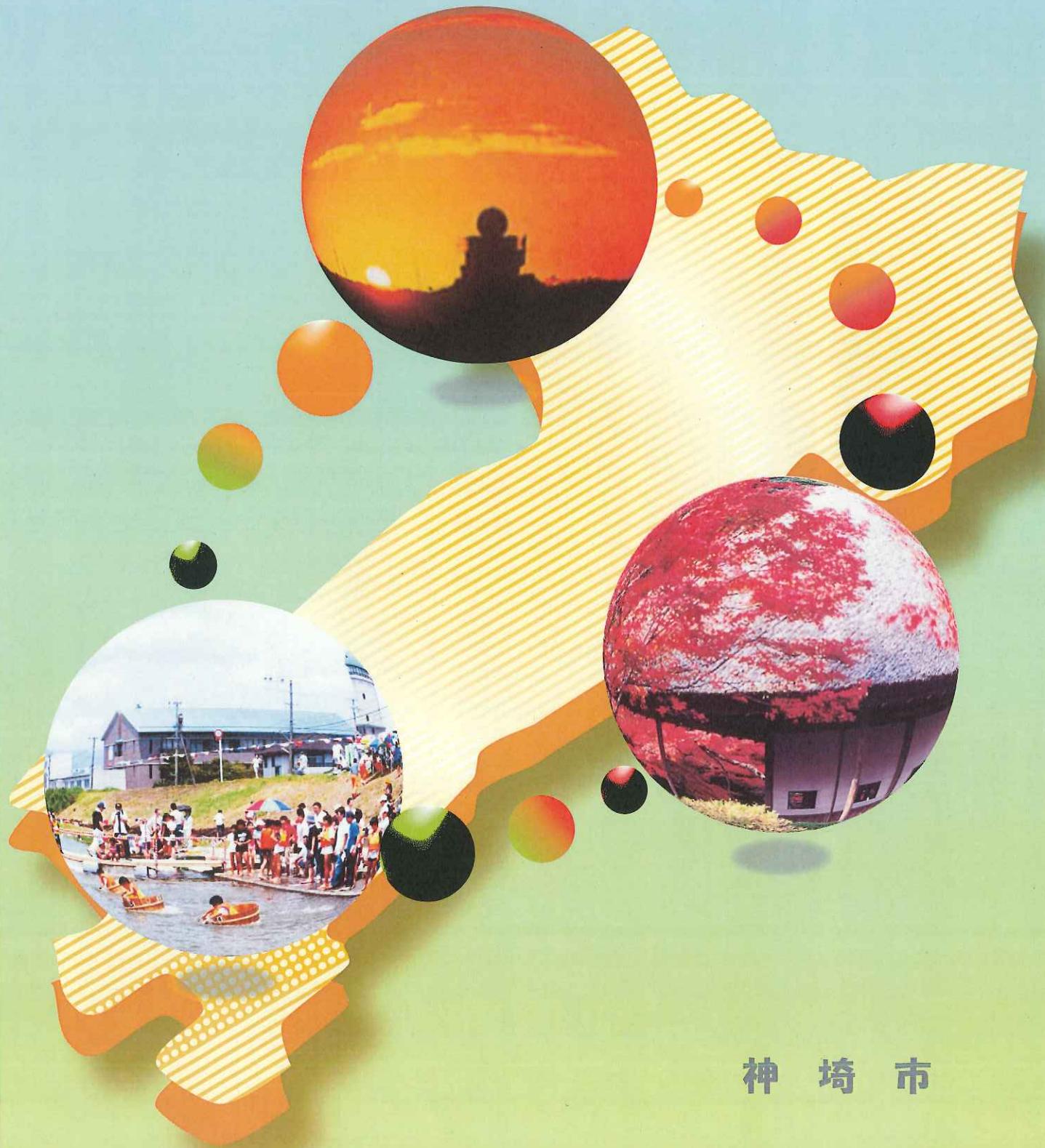


新市まちづくり計画

自然と歴史と人が輝く未来都市

~潤いと活力を次世代へ継ぐ、夢創造都市をめざして~



神埼市

目 次

I 序論	1
はじめに	1
1 合併の必要性と効果	2
2 計画策定の方針	8
II 新市の概況	9
1 位置と地勢等	9
2 歴史・文化	10
3 人口・世帯	11
4 産業	12
5 主要な課題	13
III 主要指標の見通し	16
1 人口	16
2 世帯	18
IV 新市建設の基本方針	19
1 新市の将来像と基本理念	19
2 新市まちづくりの基本方針	21
3 新市の都市構造	24
4 地域別整備の方針	26
V 新市の主要施策	30
1 主要施策の体系	30
2 主要施策	31
VI 新市における県事業の推進	46
VII 公共施設の適正配置と整備	47
VIII 財政計画	48

I 序論

はじめに

脊振山を源とする城原川が脊振、神埼、千代田の中央を貫流し、古代からその恩恵により、北には緑豊かな森林地帯、中部には吉野ヶ里遺跡や旧長崎街道、縦横に張り巡らされたクリークが作り出すかつての平城である環濠集落、そして南には広大な穀倉地帯が広がっています。このように神埼町、千代田町、脊振村（以下「神埼地区3町村」、「新市」という。）はこれらが融合しながら、神埼郡の中核となり一体的に発展してきました。

道路網の整備も進み、神埼地区3町村の住民にとっては、買い物や通勤・通学、文化活動など日常生活における生活圏の大部分は既に一体となっています。

しかしながら、近年、少子高齢化や高度情報化・国際化の進展、地方分権など地域を取り巻く社会環境が大きく変化してきており、これらの社会情勢について適切に対応すべき時期にきています。

21世紀を迎える今後、このような課題を解決しつつ、神埼地区3町村が将来に向けて持続的に発展していくためには、行財政基盤を強化するとともに、効率的な行政体制を整備し、高度化・多様化する住民ニーズへの対応と地域の活性化に向けた取り組みを強化していくことが重要です。合併は、そのための有効な方策、手段となるものです。

本計画は、神埼地区3町村の総合計画や県の広域的な計画等を踏まえ、住民の皆さんの声を反映して、合併後の新市のまちづくりの方向性を示す基本的な指針として作成するものです。

合併後は、新市において基本構想や基本計画等を策定することになりますが、それらの計画は、本計画の趣旨を尊重しながら策定していくこととなります。

1 合併の必要性と効果

(1) 合併の必要性

① 地方分権への対応

平成12年4月から地方分権一括法が施行され、地方分権が実行の段階となり、自治体の自己責任能力が一層強く求められる時代となりました。自治体の自主性、自立性が尊重されるとともに、地域住民の自己決定権の拡充に伴い、行政能力の質的・量的向上が望まれ、特に企画政策能力は都市間競争の中ではますます重要となっています。

このような地方分権の流れに対応するため、専門的で高度な行政サービスを提供できるよう、自治能力の向上を図ることが望されます。そのため、合併によって、多様な人材の発掘や育成の機会を増やすとともに、企画部門の組織の拡充を図る必要があります。

② 少子高齢化への対応

医療技術の急速な進歩により我が国の平均寿命は80歳を超え、いわゆる超高齢社会（65歳以上の人口が25%を占める社会）を迎えようとしており、今後さらに、医療や福祉行政サービスの需要の増大が見込まれます。

一方で、出生率の低下から年少人口や生産年齢人口の減少が進行すると推測され、産業における競争力の低下など経済の停滞や税収減から、地域活力の減退を招くことが予測されます。

このような状況から、今後、少子高齢社会に向けての良質な福祉サービスを実現するためには、人的にも財政的にも充実しておく必要があり、合併による福祉サービスの効率化とともに、行財政基盤の強化を図ることが必要です。

③ 住民ニーズの高度化・多様化への対応

交通、情報通信手段などの飛躍的な発展により、日常の生活圏は既存の行政区域を越えて広域化しており、神埼地区3町村内の住民にとっても、買い物や通勤・通学、文化活動など日常生活における生活圏の大部分は既に一体となっています。しかしながら、地方自治体としては別々であるため、各町村でそれぞれ同じような役割の施設が設置され、サービスが行われている状況です。

また、高度情報化や国際化等の変化の時代にあって、住民のニーズはますます高度化、多様化する傾向にあります。

そのため、社会基盤や生活環境、福祉、教育などの住民生活を取り巻く各分野において、総合的、広域的な取り組みが望まれます。

合併により神埼地区3町村が一体となることで、人的、財政的基盤を強化し、住民にとって暮らしやすい地域づくりを進めていく必要があります。

④ 地域の活性化への対応

神埼地区3町村は、吉野ヶ里歴史公園をはじめとする数多くの歴史・文化的資産を有しております、これらを活用した地域振興・活性化が望まれるところです。

また、過疎地域については、単に条件不利地域としてとらえるだけでなく、自然環境の保全や都市との交流など、美しく風格のある国づくりへの寄与、新たな生活空間としての役割が期待されています。更に、地域の「個性」を重視し、地域の「自立」、「交流・連携」を推進するという視点が重要です。

神埼地区3町村においても、合併を手段として、地域の豊かな自然環境、伝統文化、温かい人間関係などの地域資源を活用することにより、誇り、自信、愛着の持てる地域づくりを行う必要があります。

⑤ 厳しい財政状況への対応

景気の長期低迷等により、国及び地方とも財政は厳しい状況にあり、税収の伸び悩み、財政の硬直化等を招いています。財政健全化を図るために、国において地方交付税制度等地方財政制度の見直しが進められている中、神埼地区3町村においても、数年前から段階的に交付税額が減少している状況です。

地方交付税や国・県支出金などへの依存度が高い神埼地区3町村においては、自主財源の確保により一層の効率的な行財政運営を行うとともに、合併により財政基盤を強化し、持続可能な行政サービスの提供体制を確立する必要があります。

(2) 期待される効果

合併により、次のような効果が期待されます。

1) 市民生活からみた合併の効果

① 地域の一体的なまちづくりの実現

- ・公共施設の一体的、効率的な整備や、他施設への転換が可能になります。
- ・利用が制限されていた公共施設の相互利用が可能になります。
- ・重点的な投資や大規模な投資を必要とするプロジェクトの実施が可能になります。
- ・広域的な視点からの効率的な設備投資が可能になります。
- ・地域の一体的かつ広域的な環境対策、観光振興策等の施策が可能になります。

② 行政サービスの向上

- ・行財政基盤の強化による行政サービスの充実や安定が可能になります。
- ・住民票の発行などの窓口サービスが多くの場所で可能になります。
- ・福祉や都市計画などの専門スタッフによる、分かりやすくきめ細やかなサービスの提供が可能になります。
- ・少子高齢社会に対応した福祉サービスの充実を図ることが可能になります。

2) 行政改革からみた合併の効果

① 財政力の強化

- ・三役や議員、職員の定数減等による経費の節減が可能になります。
- ・総務・企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的に福祉・保健などのサービス提供や事業実施部門等を手厚くすることができます。

② 行政力の強化

- ・男女共同参画や情報化等の専任の組織の配置が可能になります。
- ・職員間の競争の促進と研修の円滑な実施により、行政レベルが向上します。

(3) 住民の意向

1) 住民アンケートの概要

神埼郡内6町村においては、地区住民の合併への期待や不安、新自治体での優先（重視）すべき事業等についての意向を把握し、合併に対する住民の関心を高めることを目的として、平成15年5月に住民アンケートを実施しました。

住民アンケートは、神埼郡内各町村に在住している15歳以上の方から各々の人口に応じて無作為に抽出した、住民のおよそ30%に当たる1万5千人をその対象としており、有効回答数は6,240件で、有効回答率は41.7%となりました。

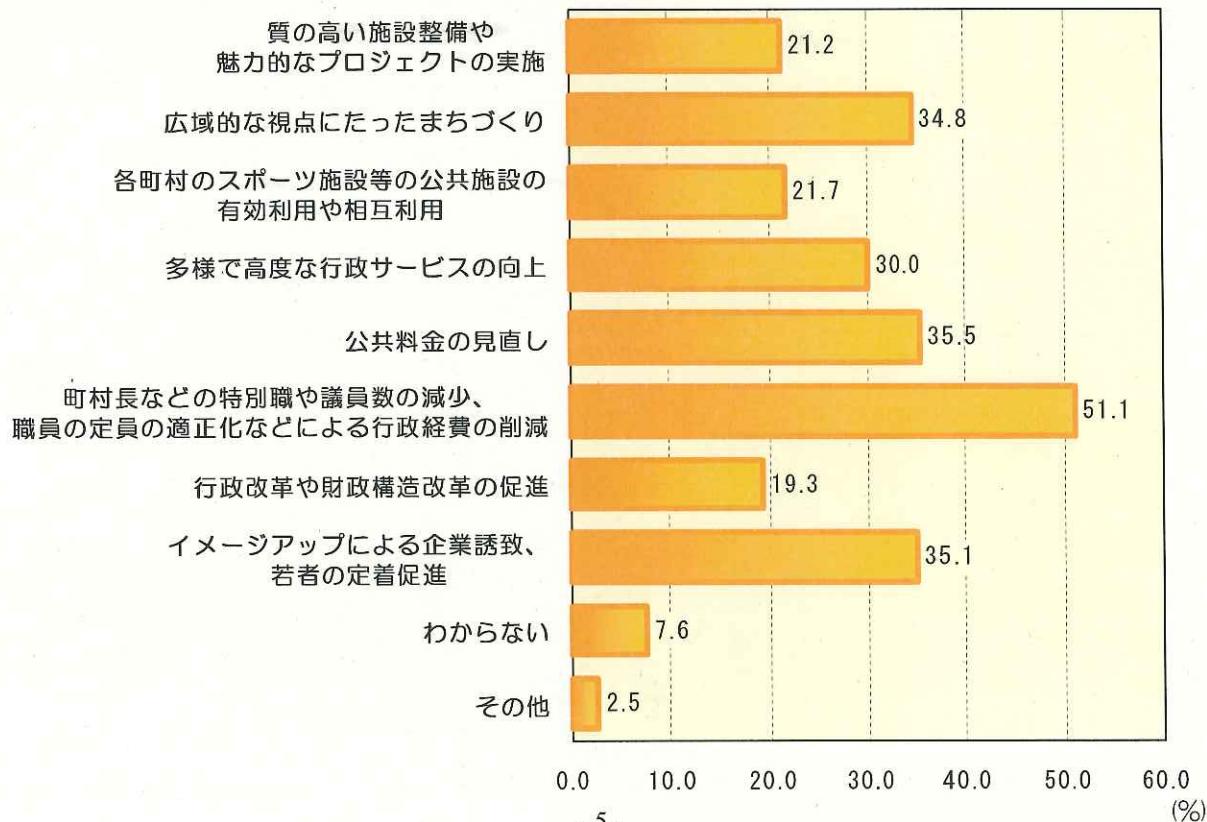
このうち、神埼地区3町村においては、9,825人の対象者に対し、4,189件、42.64%の有効回答をいただき、これを基に分析してみました。

2) 町村合併への期待と不安

合併に対する期待と不安として、次のような結果が得られました。

合併に対する期待として、「町村長などの特別職や議員数の減少、職員の定員の適正化などによる行政経費の削減」が最も多く、「公共料金の見直し」、「イメージアップによる企業誘致、若者の定着促進」や「広域的な視点にたったまちづくり」なども高い割合を示しています。また、どの項目に対しても、ほぼ2割以上で期待を示しており、合併への期待が多岐に渡っています。

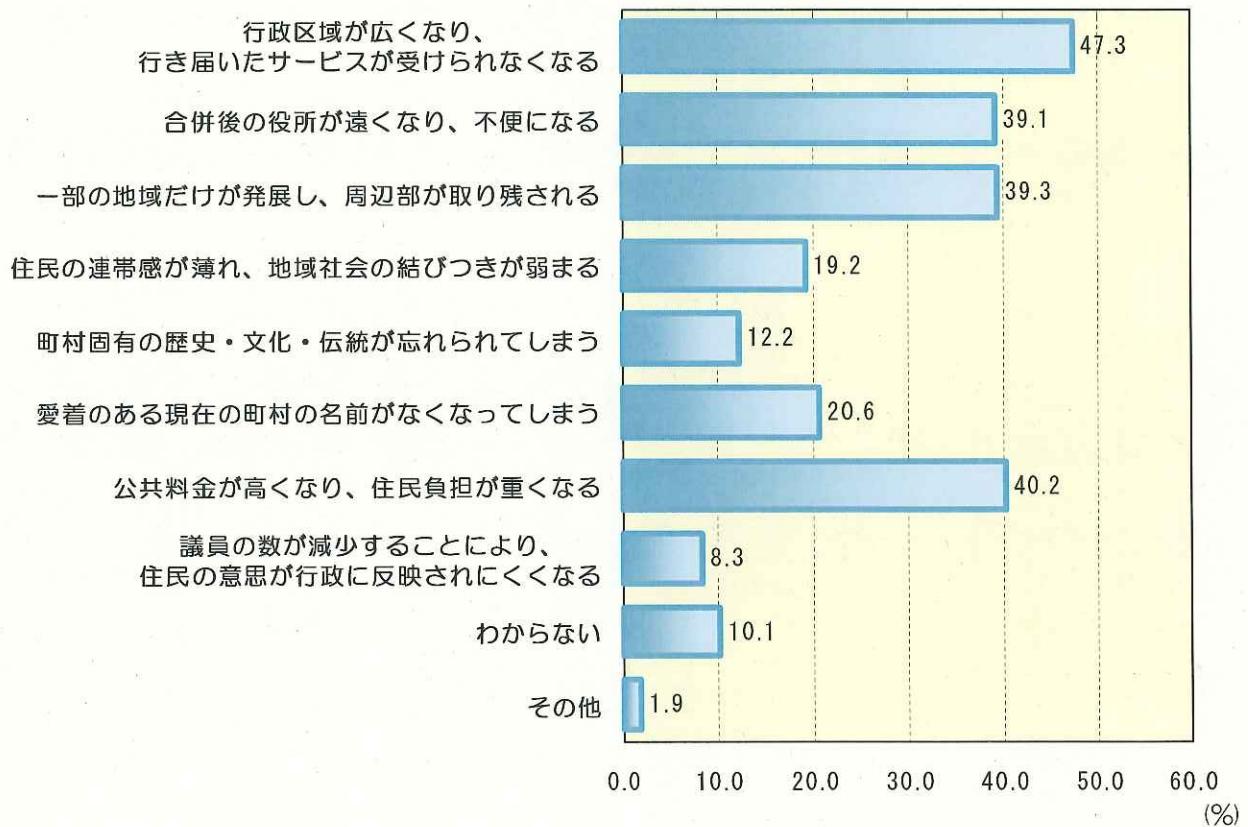
●合併への期待



一方、合併に対する不安としては、「行政区域が広くなり、行き届いたサービスが受けられなくなる」が最も高く、「公共料金が高くなり、住民負担が重くなる」、「合併後の役所が遠くなり、不便になる」、「一部の地域だけが発展し、周辺部が取り残される」といった項目が高い割合を示しています。

合併を進めていくうえでは、これらの不安解消に向けて、対策を講じていく必要があります。

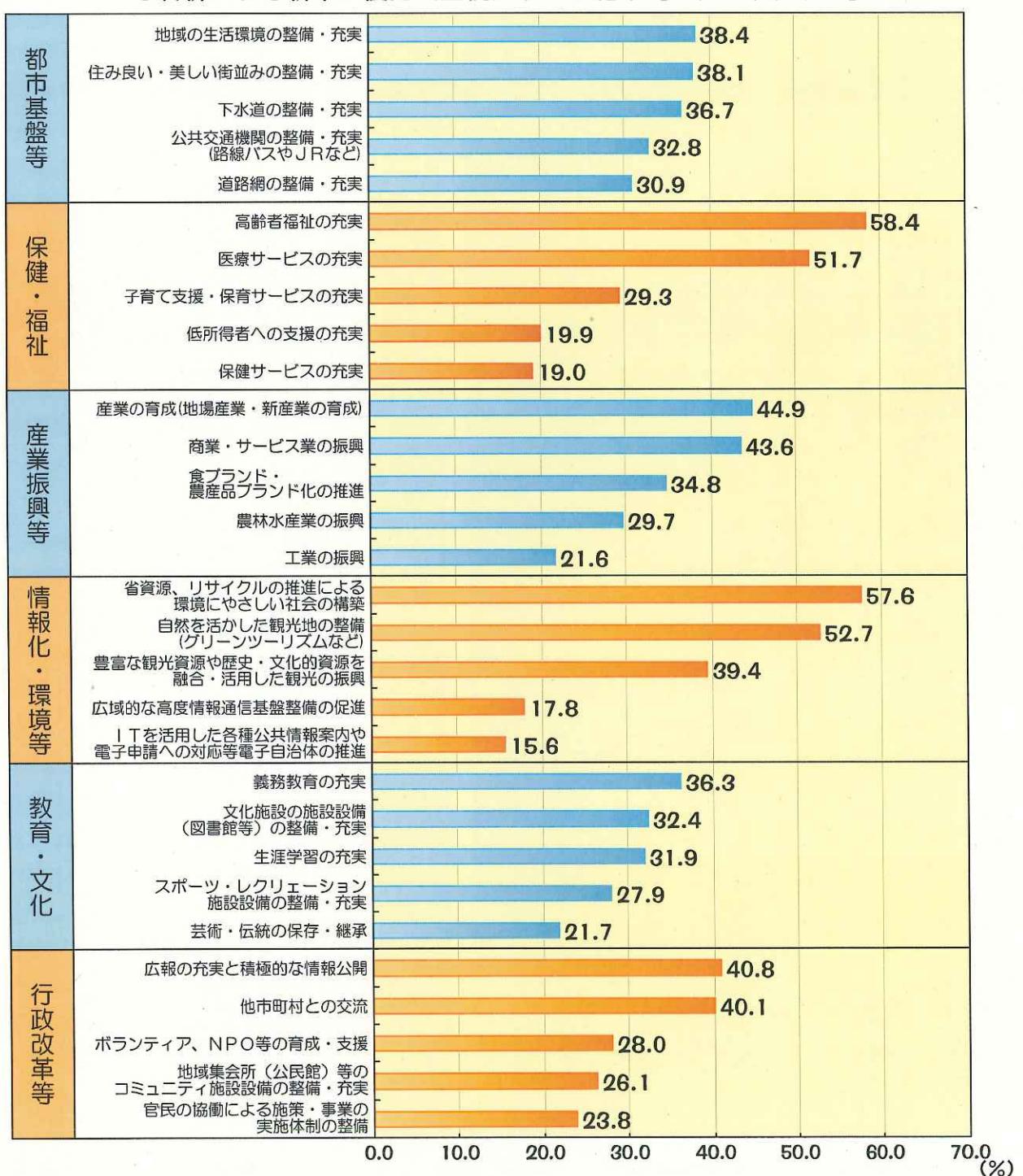
●合併への不安



3) 合併による新市の優先（重視）すべき施策

神埼郡内では、合併による新市の優先（重視）すべき施策として、「高齢者福祉の充実」、「医療サービスの充実」のほか、「省資源、リサイクルの推進による環境にやさしい社会の構築」、「自然を活かした観光地の整備」に対して多くの期待が寄せられています。また、それ以外に「産業の育成」、「商業・サービス業の振興」や「広報の充実と積極的な情報公開」、「地域の生活環境の充実」、「義務教育の充実」なども高い割合を示しています。

●合併による新市の優先（重視）すべき施策 [上位5項目ずつ]



2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、神埼地区3町村の合併後の新市のソフト、ハード両面を含めた、まちづくり全般の基本的な指針となるものであり、本計画の実現を図ることにより、神埼地区3町村の速やかな一体性の確立を促し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指そうとするものです。

なお、新市の進むべき方向についての、より詳細で具体的な内容については、新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、及び基本方針を実現するための主要施策、公共施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画における主要施策、公共施設の適正配置と整備及び財政計画は、合併後、概ね15年間について定めるものとします。

(4) その他

新市建設の基本方針を定めるにあたっては、新市将来構想を基に将来を展望した長期的視野に立つものとします。

主要施策については、住民ニーズを把握し十分に検討した上で、地域のバランス、さらには財政事情を考慮しながら推進していくものとします。

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。

財政計画については、地方交付税及び国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。

II 新市の概況

1 位置と地勢等

(1) 位置と地勢

新市は、佐賀県の東部に位置し、東は神埼郡三田川町、東脊振村及び三養基郡、北は神埼郡三瀬村及び脊振山地を隔てて福岡市、南は九州の大河、筑後川を挟んで福岡県城島町、西は県都の佐賀市・佐賀郡と隣接しています。地形は、城原川、田手川及び嘉瀬川の源流部をなす脊振山を最高峰とする北部の山間地域と、同河川が潤す肥沃な平野からなる南部の穀倉地帯とに分別される、縦に細長い形を成しています。

(2) 面積

新市の総面積は、125.01km²であり、そのうち、地目別では、山林・原野などが約66%を占めており、田畠が28%、宅地は全体の5%強であり、緑豊かな環境が広がっています。

(3) 気候

新市の気候は、比較的温暖多雨ですが、冬季には山間部では路面凍結や積雪を見るなど、四季の変化がはっきりした地域です。

(4) 交通体系

新市においては、ほぼ中央をJR長崎本線と国道34号が東西に横断し、その北側に長崎自動車道（高速道路）と県道31号（佐賀川久保鳥栖線）が並走しています。またこれらと交差して、北部の国道263号に繋がる県道21号（三瀬神埼線）や県道46号（中原三瀬線）、51号（佐賀脊振線）、南部の国道264号とを結ぶ国道385号や県道48号（佐賀外環状線）などが走り、特に国道385号は東脊振トンネルの完成を含めて近い将来には全線開通の予定で、福岡都市圏への新しいエントランスとして期待されます。

このように、新市は、広域的な交通網の整備により、佐賀市や鳥栖市などの商業圏や佐賀空港まで20km圏内であり、また、福岡都市圏や福岡空港へも短時間でアクセスできる、都市圏の機能分担についても可能な位置関係にあるといえます。

2 歴史・文化

(1) 地域の歴史・文化

新市においては、吉野ヶ里遺跡という大規模な弥生時代（約2千年前）の環濠集落跡が発見されたことをはじめ、当時の生活が偲ばれる土器や銅剣などの考古学的にも重要な遺跡が地区内各所で多数出土しており、太古の時代から人々が生活を営んでいた地域であると推測されています。

大化の改新以降、新市の平野部では、人々に一定の土地を割り与える班田制が施行され、この遺構としての条里制の坪名が今も残り、奈良時代に大宰府政庁へと続いた「西海道」の官道跡も残っています。

新市の北部に位置する脊振山一帯は「脊振千坊」と称され、かつて千年に渡り山岳仏教で名高い土地であったことから、石塔等の痕跡を見ることができます、山伏の修行に由来する火焚き行事「ホンゲンギョウ」などが残っています。

中世では、室町時代の豪族の城館跡を保存した横武クリーク公園や、南北朝時代に築城された姉川城跡、直鳥城跡等の史跡が残っています。

また、江戸時代には小倉～長崎間（57里、約224km）を結ぶ長崎街道が中央から南部にかけて東西に通り、25の宿場の一つである神埼宿や境原宿に残る古い町並みや史跡から往時の面影を偲ぶことができます。

このような歴史のなかで、新市内には遺跡や歴史的建造物、寺社など多くの歴史的、文化的遺産があり、また、様々な郷土芸能や伝統行事等が継承され、地域文化を形成しています。

(2) 新市の沿革

これまで、我が国では、明治22年の市町村制の制定によるいわゆる「明治の大合併」で全国71,314町村が15,859市町村へ、昭和28年に施行された町村合併促進法による「昭和の大合併」では、さらに3,472市町村へと、二度にわたる大合併を経験しています。

神埼郡においても、明治の大合併で11町村になり、さらに昭和の大合併で現在の三田川町、東脊振村、三瀬村を含めた6町村になりました。特に、神埼町や千代田町では、7町村が2町にまとまった経緯があります。一部には佐賀市との編入などの変遷も見られますが、基本的には、町村の結びつきが強く、まとまりがあります。

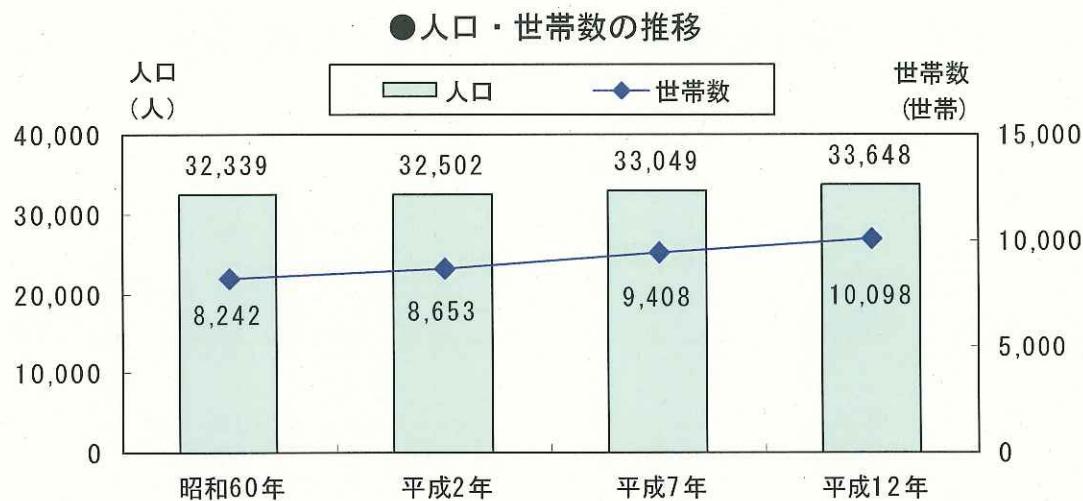
3 人口・世帯

(1) 人口・世帯

新市の人口は、昭和60年から平成12年までの15年間では、32,339人から33,648人へと約4.1%増加しています。佐賀県全体では人口が減少傾向にあるなかで、新市では人口増加が続いている。

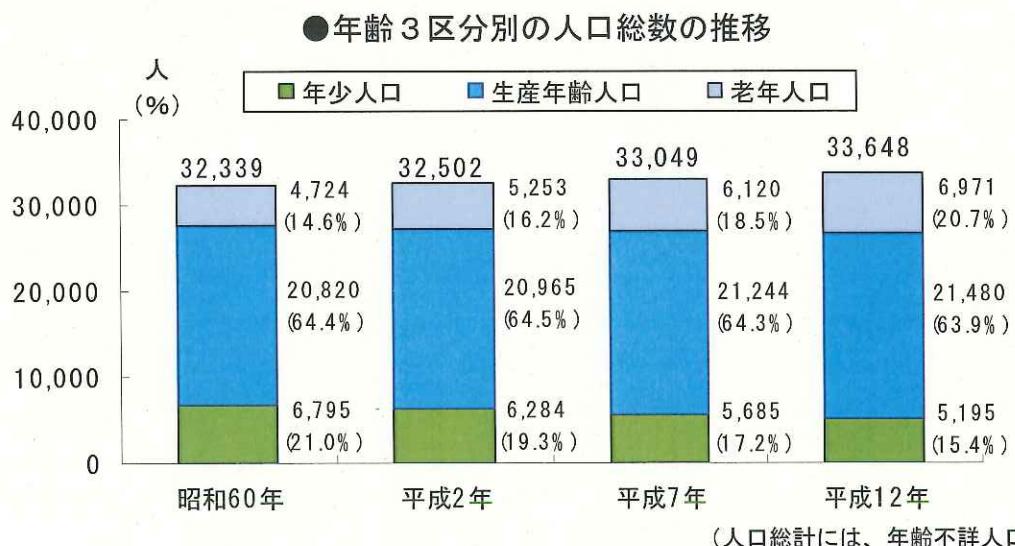
また、世帯数は10,098世帯（平成12年）となっており、年々増加する傾向にあります。最近5年間の増減率を見ても、県全体の伸びを大幅に上回っています。

なお、1世帯当たりの人数は3.33人であり、今後は高齢化とともに、一人暮らしの高齢者世帯が増えるものと予想されます。



(2) 年齢別人口

新市の年齢3区分別人口の推移をみると、この15年間で、老人人口（65歳以上人口）の増加率は+47.6%と増加が著しいのに対し、年少人口（0～14歳人口）については△23.6%と大きく減少しているなど、少子高齢化が急激に進み、65歳以上の高齢化率も上昇しています。



（人口総計には、年齢不詳人口を含む）

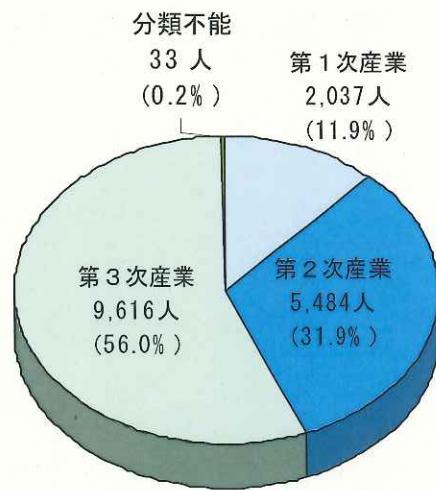
4 産業

新市においては、就業者総数17,170人(H12国調)のうち、商業・運輸通信業・サービス業などの第3次産業に従事する人が多く、その比率は56%になり、次いで製造加工業などの第2次産業従事者が32%、農林漁業などの第1次産業従事者の割合は12%程度となっています。また、佐賀県全体と比較すると、建設業・製造業等に従事する割合が高く、企業・工場の数が多いことが裏打ちされています。

また、平成11年度の純生産額69,020百万円に占める割合も、第3次産業が54%、第2次産業が41%、第1次産業が5%と、第3次・第2次産業が生産額のほとんどを占めています。

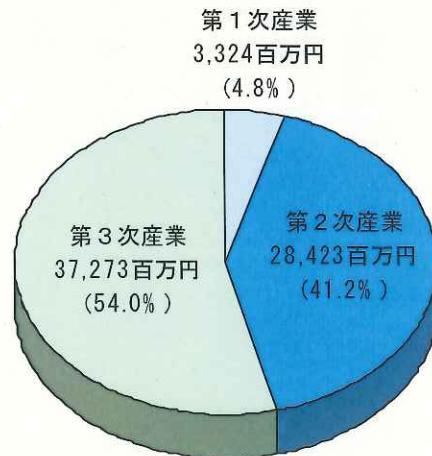
●産業別就業人口（平成12年国勢調査）

区分	就業人口 (人)	構成割合 (%)
第1次産業	2,037	11.9
第2次産業	5,484	31.9
第3次産業	9,616	56.0
分類不能	33	0.2
就業者総数	17,170	100.0



●産業別総生産額（平成11年度実績）

区分	総生産額 (千円)	構成割合 (%)
第1次産業	3,323,873	4.8
第2次産業	28,422,888	41.2
第3次産業	37,273,362	54.0
合計	69,020,123	100.0



5 主要な課題

新市の主要な課題として、次のものがあげられます。

《保健・医療・福祉の充実》

住民は、高齢者福祉や医療サービスの充実に多くの期待を寄せています。今後とも、年齢や障害の有無にかかわらずすべての住民が健康で生きがいをもって暮らせるよう、保健・医療・福祉サービス基盤の充実や就労支援等による社会参加の促進が必要です。特に、山間部における医療体制の整備・充実については重要な課題です。

また、少子化が進行するなか、子供を生み育てやすい環境づくりも必要となっています。さらに、学校週5日制の導入等、児童を取り巻く環境は急速に変化しており、家庭・地域・学校等が一体となって取り組む子育て支援活動の充実等を図ることが必要です。

《産業の振興・活性化》

活力あるまちづくりのためには、産業の活性化による経済的基盤の強化が必要です。長引く景気停滞の中で、後継者の育成や特色ある産業の育成・支援、食ブランド、農産物ブランド化の推進などを行っていく必要があります。

また新市は、佐賀市や鳥栖市などの商業圏や佐賀空港まで20km圏内にあり、福岡都市圏や福岡空港へも短時間でアクセスできる位置にあります。この優位な広域交通アクセス性の活用を図り、新市の活力向上につなげていくことが重要です。

《生活環境の整備・充実》

新市においては、まちづくりの基礎となる道路や上水道、污水処理施設等の生活基盤の充実を図ることが必要です。

また、都市基盤や公共施設などにおいて、高齢者や障害者だけでなく、全ての人が円滑に行動できるようなユニバーサルデザイン※のまちづくりが課題となっています。

さらに、地域に暮らす人の心と体の健康を支える保健、福祉サービスの体制づくりや、文化・スポーツ等に関するサービスの質的、量的な向上を図ることも必要です。

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、すべての人にとって平等に使いやすいものをつくり上げていこうとする考え方。

《環境の保全・地域資源の活用》

豊かな森林資源に恵まれた脊振山系や河川、穀倉地帯のクリークなど地域内に存在する多様な自然環境の保全・活用を図ることが必要です。そのためにも、省資源、リサイクルの推進による環境にやさしい循環型社会の構築が急務です。

また、新市内の広大な自然を活かした観光地の整備や、吉野ヶ里歴史公園や旧長崎街道などの豊富な歴史・文化的資産と多くの観光・レクリエーション資源を連携する観光ネットワークづくりにより、観光振興を図ることが必要です。

《地域づくり・人づくり》

市民組織と行政の協働によるまちづくりを実現するため、積極的な情報公開や広報広聴活動の充実により開かれた行政を進めるとともに、人々の交流・連携を通じて創造性豊かな人材と地域に根ざした文化を育んでいくため、地域（コミュニティ）活動の積極的な担い手となるC S O^{*}が自立して活動出来るよう支援を図ることが必要です。

さらに、将来の担い手である児童の健全な育成を推進するため、教育環境の充実を図ることが必要となっています。

また、図書館等の文化施設の整備や生涯学習の充実、さらに男女共同参画社会の推進を図ることが必要です。

※C S O : civil society organizationsの頭文字をとった略称で、N P O^{*}法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、町内会、婦人会、老人会、P T Aといった組織・団体を含めた「市民社会組織」のこと。

※N P O : Nonprofit Organizationの頭文字をとった略称で、民間非営利組織と呼ばれる非営利活動を行う非政府、民間の組織のこと。

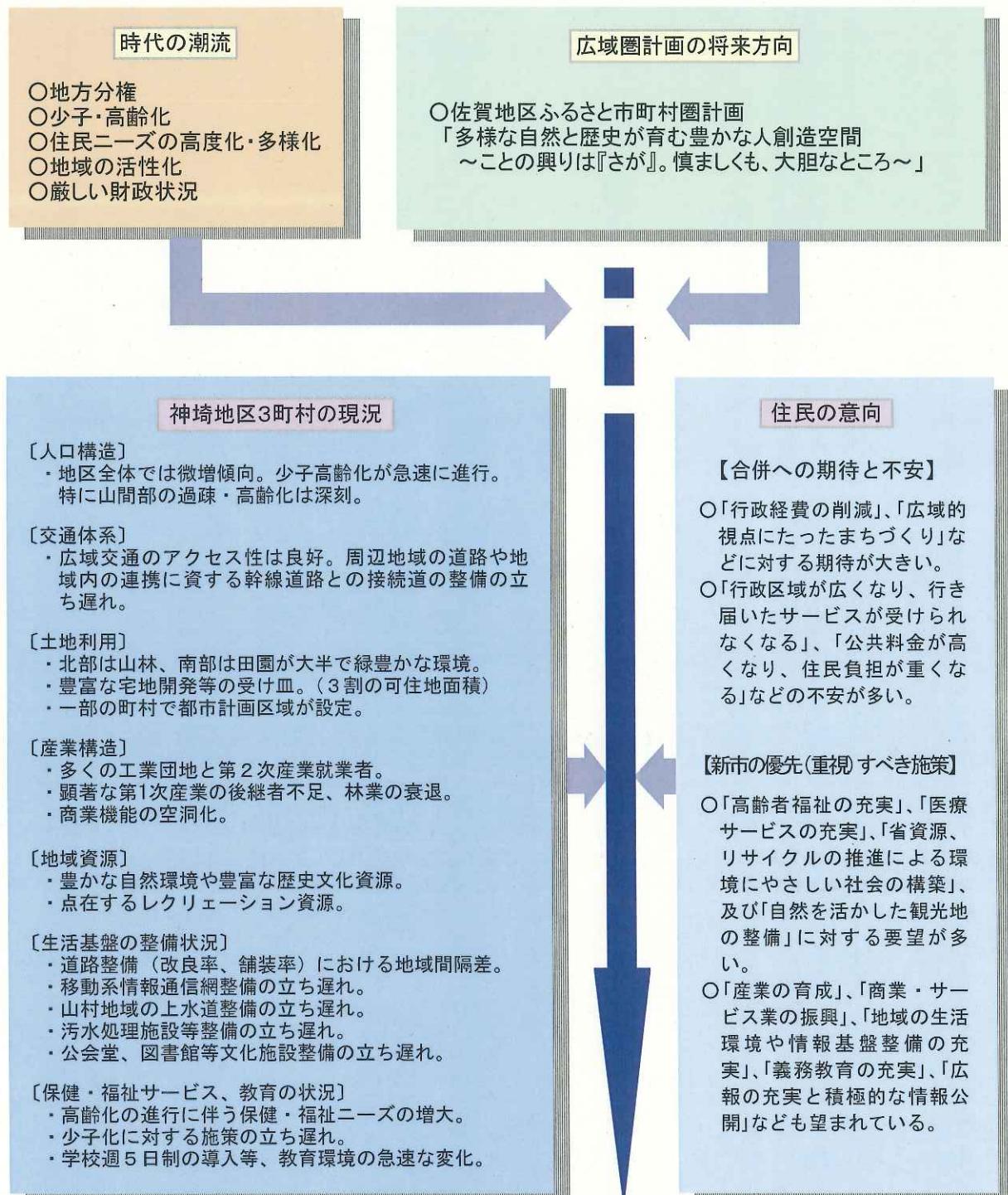
《地域間隔差の是正・地域交流》

山村地域の過疎化・高齢化は深刻であり、地域の自立と活性化につながる施策が望されます。今後は、生活基盤や良好な住環境の整備・充実により地域間の格差を是正しながら山間部の定住促進を図っていくことが必要です。

また、農村体験や山村留学などにより地域間コミュニティづくりを推進し、平野部と山間部、都市と農山村との交流・連携の促進を図ることが必要となっています。

併せて、山間部における携帯電話などの移動系情報通信網整備の立ち遅れは非常に大きく、この解決を図っていくことも重要な課題です。

【計画の前提と課題のまとめ】



まちづくりの主要な課題

- 保健・医療・福祉の充実
- 環境の保全・地域資源の活用
- 産業の振興・活性化
- 地域づくり・人づくり
- 生活環境の整備・充実
- 地域間隔差の是正・地域交流

III 主要指標の見通し

1 人口

(1) 目標人口

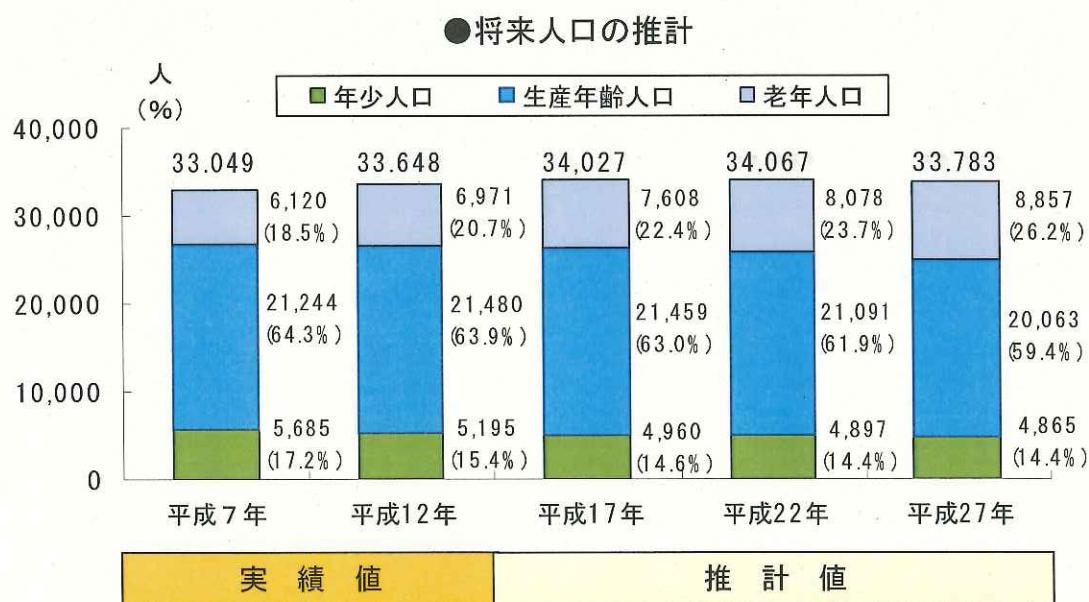
新市の将来人口について、平成7年と平成12年の国勢調査人口をもとに将来人口を推計すると、平成22年をピークとして減少に転じる見込みであり、平成27年における総人口は、約33,800人になると見込まれます。

今後、生活環境基盤の整備や産業基盤の整備・振興、観光ネットワークの整備等を図ることにより地域の活性化に努め、将来人口の減少に歯止めをかけることを目指すこととします。

(2) 年齢別人口

平成27年における年齢3区分別人口については、年少人口（0～14歳人口）は約4,900人、生産年齢人口（15～64歳人口）は約20,100人、老人人口（65歳以上人口）は約8,900人と見込まれます。

少子高齢化が進展し、年少人口比率、生産年齢人口比率が減少する中で、老人人口比率の増大は著しく、平成12年の20.7%から平成27年には26.2%に達する見込みです。



※コーカート要因法（男女、年齢別人口を基に生存率、出生率、社会移動率等により計算する方法）により推計。

(3) 就業人口

新市の将来の就業人口について、将来人口の予測結果及び現況の就業率（就業人口の居住人口に対する比率）、現況の産業別就業人口の構成比の趨勢による予測結果を基に推計すると、平成27年における就業人口は約17,100人になることが見込まれます。

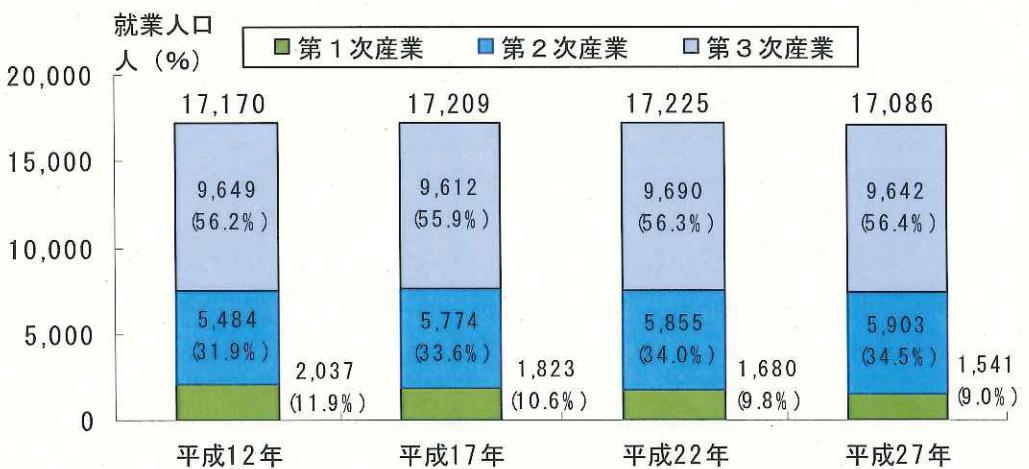
これを平成12年における就業人口と比べると、0.5%の減少とほぼ横バイであり、第1次産業就業人口の減少によるものと考えられます。その一方、第1次産業から第2次産業への転換により第2次産業就業人口が増加すると見込まれます。

●産業別就業人口予測

(単位：人、%)

区分		2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	増減率 H12→H27
人口	第1次産業	2,037	1,823	1,680	1,541	▲ 24.3
	第2次産業	5,484	5,774	5,855	5,903	7.6
	第3次産業 ^{注1)}	9,649	9,612	9,690	9,642	▲ 0.1
	就業者総数	17,170	17,209	17,225	17,086	▲ 0.5
構成割合	第1次産業	11.9	10.6	9.8	9.0	—
	第2次産業	31.9	33.6	34.0	34.5	—
	第3次産業 ^{注1)}	56.2	55.9	56.3	56.4	—
	就業者総数	100.0	100.0	100.0	100.0	—

注1) 分類不能を含む



2 世帯

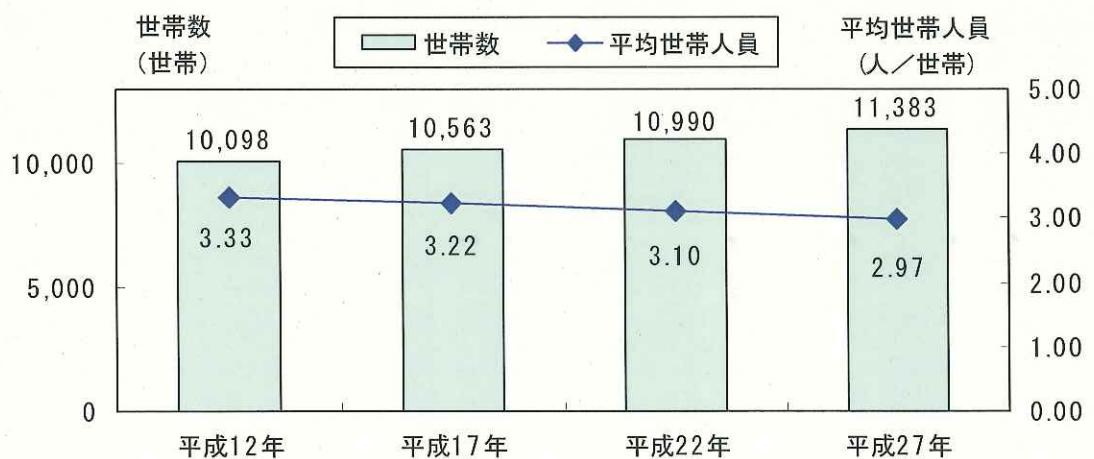
新市の将来の世帯数について、将来人口の予測結果及び現況の1世帯当たりの平均世帯人員の趨勢による予測結果を基に推計すると、平成27年における世帯数は約11,400世帯になると見込まれます。

これを平成12年における世帯数と比べると、12.7%の増加となります。この要因は、核家族化の進行や高齢者単身世帯の増加によるものとみられ、平均世帯人員は3.33人/世帯（H12）から2.97人/世帯（H27）に減少すると見込まれます。

●世帯数の予測

(単位:世帯、人/世帯、%)

区分	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	増減率% H12→H27
世帯数	10,098	10,563	10,990	11,383	12.7
平均世帯人員	3.33	3.22	3.10	2.97	▲10.8



IV 新市建設の基本方針

1 新市の将来像と基本理念

(1) 新市の将来像

自然と歴史と人が輝く未来都市

～潤いと活力を次世代へ継ぐ、夢創造都市をめざして～

新市内は、脊振北山県立自然公園をはじめとする豊かな自然環境やそれを活かしたさまざまなレクリエーション施設や、国営吉野ヶ里歴史公園、旧長崎街道、クリークが織り成す環濠集落跡地などの豊富な歴史・文化資源にも恵まれています。

また、脊振山を源とする城原川が新市の中心を貫流し、その恩恵によって北部には緑豊かな山林が形成され、そのふもとには広大な穀倉地帯が南の端まで育まれ、米麦の一大産地となっております。

このような、個性豊かな地域資源・歴史的資源や山林資源・農業資源を活かし、それぞれの地域と地域に暮らす人々が生き活きと光り輝くことにより、将来に向かって新市としての魅力あふれるまちを目指します。

○「潤いと活力」とは、新市に暮らす人々が、地域が持つ豊かで美しい水と緑からなる自然環境を保全しながら上手に活用し、また恵まれた立地条件や地域産業をもとに新市の活力を創出することを表現しています。

○「次世代へ継ぐ、夢創造都市」とは、地域や人々の交流、快適な生活環境づくりを進めることにより、潤いと活力に満ちたまちを次世代に継承し、さらに新市が発展するよう、みんなで夢と活気にあふれたよりよいまちを創造していくことを表現しています。

(2) 新市の基本理念

新市の将来像を実現するための基本的な取り組みとして、「安心して暮らせる生活環境づくり」、「産業基盤・観光資源を生かしたまちづくり」、「人材育成・住民が主役のまちづくり」といった3つの視点からみたまちづくりの方向性を新市の基本理念とします。

【悠久の土地ー住まう】

～自然豊かな歴史的価値の高いまちに、健やかで安心して暮らし続けるために～
○吉野ヶ里歴史公園や脊振北山県立自然公園をはじめとする恵まれた環境にある悠久の土地で、行政と地域が一体となってよりよい生活環境の形成に取り組むとともに、すべての世代が共に支え合い、健康で安らかに暮らし続けることができるまちを目指します。

【安心と安定の源ー働く】

～地域の個性と多様な産業基盤、豊かな観光資源によって～
○地域で暮らす人々の安心と安定の源である産業基盤を整備・充実し、さまざまな交流や若者の定着により、活気にあふれ充実して働くことのできるまちづくりを目指します。また、地域に存在する個性豊かな資源を活かし、それぞれの地域が共に光り輝くことにより、新市としての魅力あふれるまちを目指します。

【人々の活気ー行き交う】

～人々の育成・交流や住民参画によるまちづくりによって～
○地域社会が一体となり、人々の交流・連携を通じて創造性豊かな人材と地域に根ざした文化を育んでいくとともに、住民と行政のパートナーシップ※を確立し住民が主体となったまちを目指します。

※パートナーシップ：協力関係

2 新市まちづくりの基本方針

新市の基本理念を実現していくため、具体的な5つのまちづくりの方針を設定します。

① 健やかに安心して暮らせるまちづくり

- ・住民一人ひとりが自主的・主体的に健康を維持し、生涯を通じて心豊かに暮らすことができるよう、ニーズに応じた保健・医療サービスの充実を図ります。
- ・地域住民が互いに協力し、支えあう仕組みづくりに取り組んでいくとともに、高齢者、障害者等がさまざまな活動に参加することを通して生きがいを持ち、いきいきと暮らせる福祉のまちづくりを進めます。
- ・子供を生み育てやすい地域社会を実現するため、家庭・地域・学校等が一体となって取り組む子育て支援活動の充実を図ります。

② 力強く活気あるまちづくり

- ・新市の発展を支え、地域で暮らす人々の安心と安定の源となる産業の振興を図るとともに、多様な就労機会の確保・創出、若者の定住等を促進します。また、地場の技術を活かした新たな産業や特産品の開発を進めます。
- ・福岡都市圏や佐賀市などとの間の優位な広域交通アクセスを活用した都市と農山村との交流や地域（コミュニティ）ビジネス、新市の一体性を確立するための平野部と山間部との連携などを推進し、地域に活力と賑わいの創出を図ります。
- ・吉野ヶ里歴史公園を核とし、豊富にある地域の個性的な観光資源・レクリエーション拠点をネットワーク化することにより、一層の観光振興を図ります。

③ 優しくすこしやすいまちづくり

- ・生活をより快適なものとし、新市としての魅力をさらに高めるため、障害者、高齢者、子育て世代、子どもなど全ての人が利用しやすく、社会参加できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、道路や公園などの生活基盤の整備、充実を図ります。
- ・恵まれた自然環境の保全に努めるとともに、交流活動、体験学習などの場として活用できるよう環境共生型のまちづくりを進めます。
- ・歴史的なまちなみや自然景観と調和した市街地・農山村の景観づくりを進めます。
- ・環境にやさしい社会（循環型社会）の構築を目指し、省資源・リサイクルを推進します。

④ 豊かで輝く人の育つまちづくり

- ・新市の次代を担う子供たちが、たくましく創造性豊かに成長できるよう教育環境を整備・充実し、特色ある学校づくりを進めるとともに、地域で守り育てる体制づくりを進めます。
- ・誰もが生涯を通じて生きがいを持って暮らせるよう、学習や芸術・文化活動あるいはスポーツ・レクリエーションができる場や機会の提供を図るとともに、地域に根ざした祭りや伝統文化の保存、継承を図ります。
- ・多様な世代や地域の人々が出会い、理解し合うような交流の促進を図ります。

⑤ みんなで協働して進めるまちづくり

- ・住民と行政が対等な立場で互いに協力し、共に考え、そして住民自身がまちづくりに積極的に参画することのできる、開かれたまちづくりを進めます。
- ・行政とCSOが協働してまちづくりを行う体制の整備やコミュニティ活動への支援を行い、地域の活性化を図ります。
- ・男女共同参画社会の実現のための支援や推進体制づくりを進めます。
- ・地方分権の推進や厳しい財政状況を踏まえ、効率的かつ効果的な行政組織の再構築に取り組むとともに、適正な住民負担と計画的、効率的な行財政運営に努めます。
- ・行政のネットワークシステムと高度情報通信基盤の整備により、さらに質の高い住民サービスの提供や生活利便性の向上を図ります。

●建設設計画における新市の将来像（体系フロー）

<将来像>

自然と歴史と人が輝く未来都市

潤いと活力を次世代へ継ぐ、夢創造都市をめざして

<基本理念>

【居住・環境】

悠久の土地ー住まう

～自然豊かな歴史的価値の高いまちに、健やかで安心して暮らし続けるために～

【協働・共生】

安心と安定の源ー働く

～地域の個性と多様な産業基盤、豊かな観光資源によって～

【交流・参画】

人々の活気ー行き交う

～人々の育成・交流や住民参画によるまちづくりによって～

<基本方針>

1. 健やかに安心して暮らせるまちづくり

2. 力強く活気あるまちづくり

3. 優しくすこしやすいまちづくり

4. 豊かで輝く人の育つまちづくり

5. みんなで協働して進めるまちづくり

3 新市の都市構造

都市構造は、土地利用を前提に新市の基本的な軸と拠点を構成したものであり、この軸と拠点を基に、都市機能の充実を図り、新市内外との交流・連携を進めていきます。

(1) 土地利用の基本方針

新市における暮らしやすい市街地形成や自然環境の保全・活用を目指し、次のように土地利用の基本的な考え方を定めます。

- ・地域住民の日常生活を支える地域生活拠点の形成
- ・豊かな緑につつまれた良好な居住環境を確保した住宅地の形成
- ・農地と田園景観の保全、集落の活力増進
- ・脊振山系の森林をはじめとする良好な自然環境の保全と活用
- ・高速道路へのアクセス利便性や立地条件を活かした産業の育成
- ・商業地の活性化
- ・吉野ヶ里歴史公園の観光集客力を活かした地域の活性化

(2) 新市の軸

① 地域交流軸

新市の形状は縦に長く、また、山間部と平野部には生活基盤の整備状況などの地域間格差があり、地域の一体化及び個性ある地域によるネットワークを促進するため、地域内、ひいては福岡都市圏とを結ぶ大きな縦軸の設定が必要となっています。このような視点から、生活拠点を結び、地域内の交流・連携を促進するため、国道385号、県道三瀬神埼線、佐賀外環状線等からなる「地域交流軸」として、次の軸を設定します。

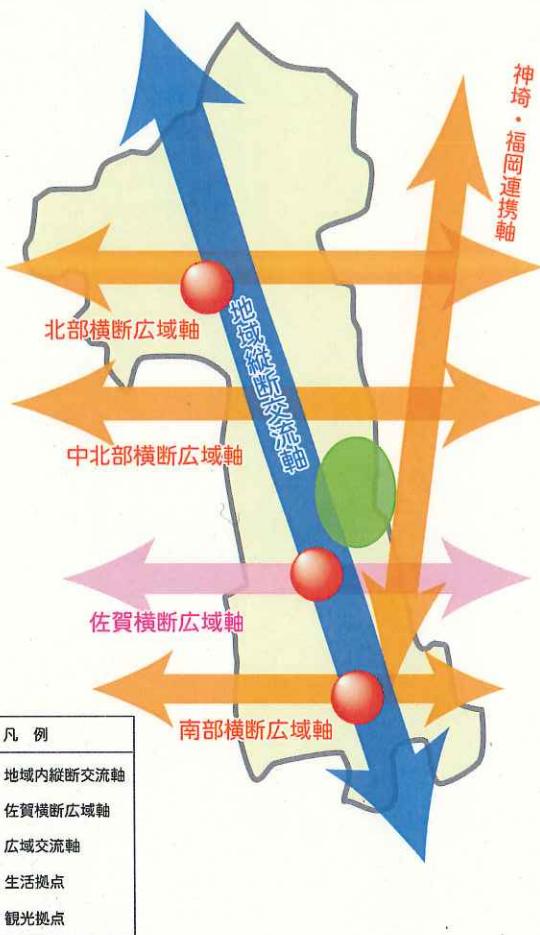
○ 地域縦断交流軸

② 広域交流軸

他の市町村との広域的な交流や連携を促進する「広域交流軸」として、長崎自動車道、国道34号、264号、385号、県道佐賀川久保鳥栖線、佐賀外環状線、佐賀八女線、佐賀脊振線、中原三瀬線、JR長崎本線等の交通基盤を基に、次の4つの横軸と1つの斜軸を設定します。

- 佐賀横断広域軸
- 神埼・福岡連携軸
- 北部横断広域軸
- 中北部横断広域軸
- 南部横断広域軸

●新市の軸と拠点イメージ図



(3) 新市の拠点

新市のまちづくりを進める上で、公共施設等の充実や都市機能の整備を推進する中心地区と位置づけられる拠点整備の方針を示します。

① 生活拠点

現在の役場を中心とした地区は、今後も生活を送る上での核として機能していくことから「生活拠点」として設定します。従来の行政機能に加え、生活空間としての魅力の増幅や、住民の活動拠点となるコミュニティ施設の整備、充実など様々な機能強化を図ります。

② 観光拠点

吉野ヶ里歴史公園は、貴重な文化的資産である吉野ヶ里遺跡の保存、及び活用を図る国営・県営歴史公園として整備が進められています。県内外の各文化施設との交流・連携を通じて新市の魅力を全国に発信するため、吉野ヶ里歴史公園一帯を「観光拠点」として設定します。

4 地域別整備の方針

新市全体の地勢的特徴として、大きく北部の森林・傾斜地、南部の平野に分けられます。また、平野部は、長崎自動車道や国道34号、385号などの幹線道路の周辺を主に工業団地がみられ、市街地を外れると田園風景の広がる豊かな農業地域が主となっています。

ここでは、新市を現在の行政区分にとらわれず、それぞれの地域特性に応じた具体的な施策展開を念頭に、地区の特色の類似性、共通性等を基に以下の5つのゾーンと1つのネットワークに分けてそれぞれの位置づけを設定し、将来の新市の基本となる地域別整備方針を描きます。

① 森のめぐみゾーン

脊振北山県立自然公園を中心とする脊振山系の山麓地域は、そのほとんどを森林が占める自然豊かな地域です。

この地域は豊かな緑と自然を提供するだけでなく、貴重な水源地ともなっています。

このゾーンを「森のめぐみゾーン」と位置づけ、次世代に残すべき大切な森林と自然環境を保存する取り組みを行います。

【整備方針】

- ・地域の貴重な水源地である森林地域や、山林資源を保全します。
- ・自然環境を守り育てる取り組み（森林ボランティア団体の育成、活動支援等）を行います。

② いやしの里ゾーン

脊振山系の南に位置するこの地域は、森林や傾斜地の多い自然豊かな地域です。

自然環境の保全と農林業生産機能の確保との両立、すなわち人と自然の共存・共生を図るため、このゾーンを「いやしの里ゾーン」と位置づけ、地域内外に暮らす人々のいやし空間、また、リフレッシュの場となるような地域として整備を進めます。

【整備方針】

- ・森林教育や、環境学習などの場として活用できるよう整備を進めます。
- ・山間部の生活環境基盤整備を進め、定住の促進を図ります。
- ・遊休農地の活用を進めます。

③ 自然体験ゾーン

山間部には、自然を生かしたレクリエーション施設があり、吉野ヶ里歴史公園とともに新市内外の観光客を引き込む拠点となっています。また、旧小学校教育施設を改修した宿泊研修施設も点在し、長期休暇期間や週末は県内外から多数の利用者が訪れています。

これらの自然志向の観光地や施設を準観光拠点として「自然体験ゾーン」と位置づけ、環境の保全とともに、人々の交流の場としてにぎわいの創出、ひいては地域の振興・活性化に取り組みます。

【整備方針】

- ・新市内外の交流の場として、人々が身近に自然を感じることが出来る場づくりを進めます。（グリーンツーリズム※の推進）
- ・農業体験や自然体験学習などができるよう整備を進めます。

※グリーンツーリズム：緑豊かな農山村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

④ 潤いと活力創出ゾーン

平野部の北側から東側にかけて広がる地域には、国営吉野ヶ里歴史公園や仁比山神社などの歴史・文化的史跡とともに、幹線道路を軸に工業団地の集積があり、活力にあふれた地域です。

また、平野部の西側から南側を中心に広がる田園地帯は、クリークが作り出す環濠集落など独自の景観要素があり、農業生産基盤の整備が進んだ優良な農業地帯を形成しています。同時に、佐賀市に隣接しており、今後県都のベッドタウン、商業地として発展を望める地域でもあります。

都市機能の整備や産業の活性化を促進し、なおかつ、農と人が共生できる農業の活力維持を図るために、このゾーンを「潤いと活力創出ゾーン」と位置づけ、地域の安定した就労の場の確保による生活の安定と、田園環境と調和した快適で魅力ある居住環境の整備を進めます。

【整備方針】

- ・工業団地の造成と企業誘致に取り組み、産業の活性化を促進します。
- ・地場の技術を活かした新たな産業や特産品の開発、農産物のブランド化を進めます。
- ・自然環境と調和した居住地の整備と、農村の景観づくりを進めます。
- ・川やクリークなどの美しい水辺空間の保全、活用を図ります。

⑤ 市街地形成ゾーン

平野部の中心地区は、主要な交通網や高等教育機関、国・県の行政機関をはじめとする公共機関が集積し、国道34号、264号、385号の沿線では、商業施設や都市公園がみられるなど、新市内外の交流機能を有する地区です。

新たな都市計画による計画的なまちづくりを進め、その周辺地区、ひいては新市全体の活力の増大を図るため、この地区を「市街地形成ゾーン」と位置づけ、土地の高度利用を進めるとともに、町並みや公園・緑地の保全、整備を図り、良好な住環境づくりを進めます。

【整備方針】

- ・観光拠点、交通結節点を核として、公共施設や都市的機能の集積を図ります。
- ・都市基盤や市街地の整備を推進し、職住近接型の住環境整備を進めます。

⑥ ふれあい・リゾートネットワーク

新市内には、農村体験や自然、地域の歴史文化を活用した観光・レクリエーション施設が点在し、日帰り客を中心に賑わいをみせています。

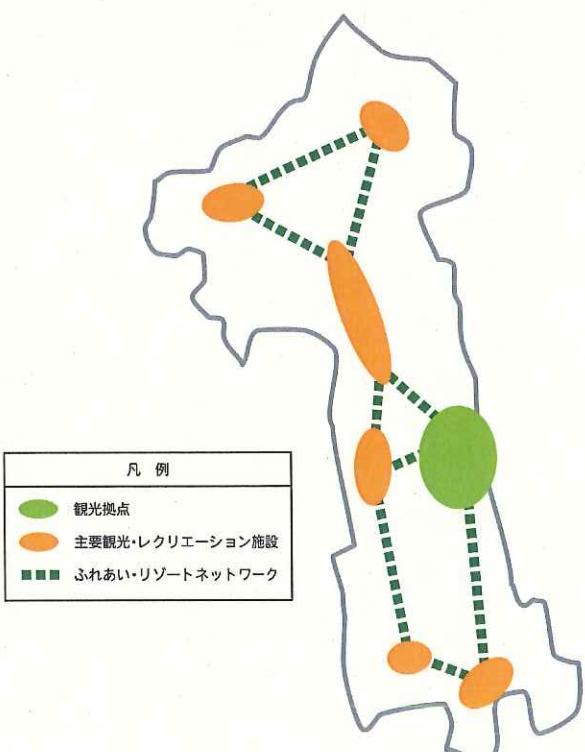
これらの観光資源を、吉野ヶ里歴史公園を核（観光拠点）として有機的に連づけ、相互の連携強化を図ることにより滞在型の観光振興を進め、来訪者に歴史文化や自然のゆとりを感じてもらい、地域に暮らす人とのふれあいや、様々な体験を通じた交流を図っていくこととします。

【整備方針】

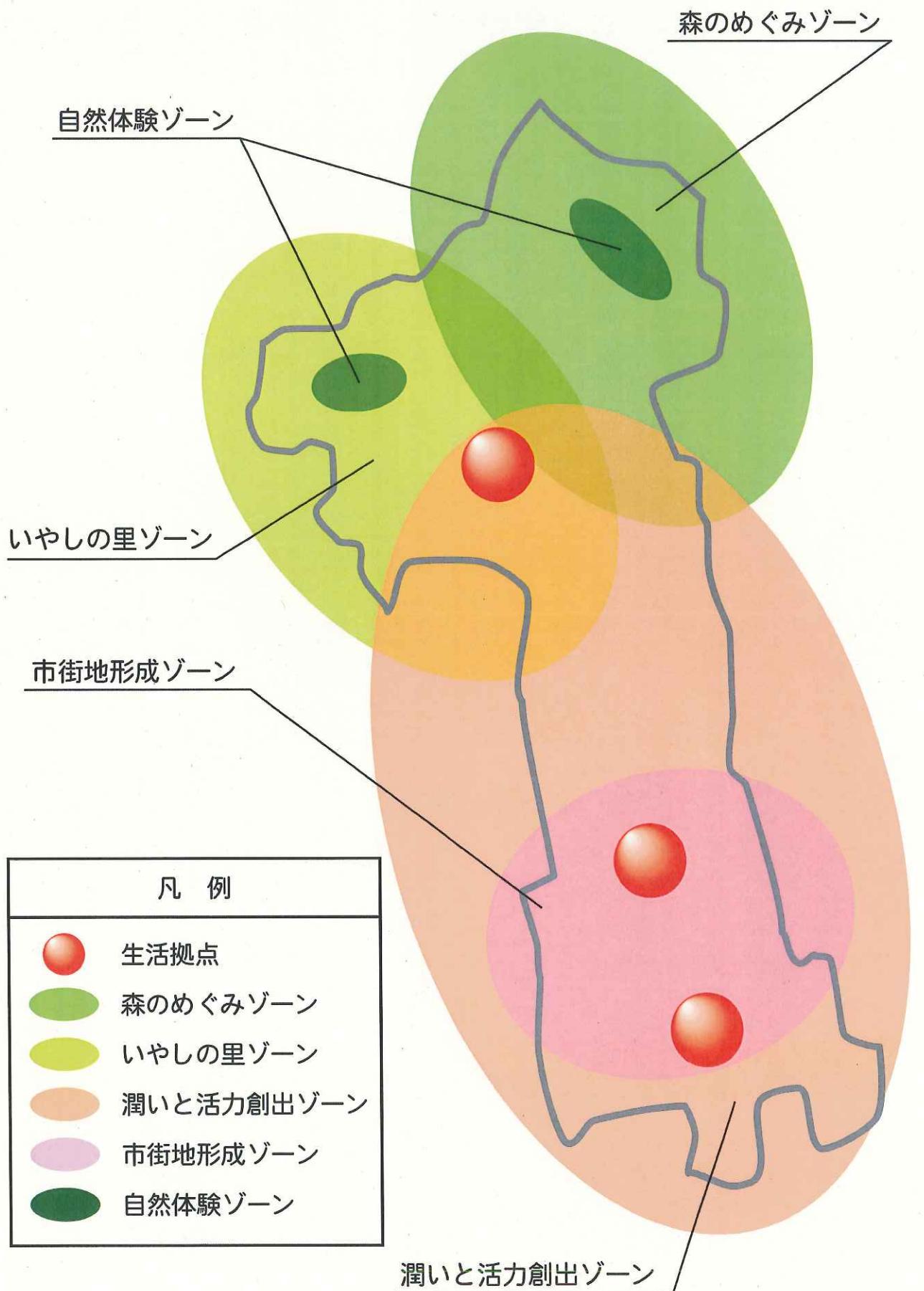
- ・吉野ヶ里歴史公園を観光拠点として整備を進めます。
- ・恵まれた自然環境を活かした観光地づくりや、観光農園等のアグリビジネス※を進めます。
- ・豊富な観光資源を活かすため、観光・レクリエーション施設の整備・充実を進めるとともに、観光ネットワーク（広域観光ルート）の整備を図ります。

※アグリビジネス：農業生産を基本とした加工や販売、サービスを組み合わせた農業関連産業

●ふれあい・リゾートネットワークイメージ図



●新市の都市構造及び地域別整備の方針イメージ図



V 新市の主要施策

1 主要施策の体系

神埼地区3町村の速やかな一体化を推進し、将来像の実現を図るため、新市建設における5つの施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的な施策を進めていきます。

このため、以下に示すような主要施策に取り組みます。これらの推進により、一体的な新市の形成と地域の特色を活かした均衡ある発展、住民等に対する行政サービスの維持向上を目指します。

<まちづくりの基本方針>

(保健・医療・福祉)

1 健やかに安心して暮らせるまちづくり

- (1) 高齢者・障害者等福祉の充実
- (2) 子育て支援、児童福祉の充実
- (3) 保健・医療体制の充実
- (4) 地域福祉の推進

<施策の柱>

(産業振興・観光振興・定住促進)

2 力強く活気あるまちづくり

- (1) 地場産業、新産業の育成
- (2) 脳わいある商工業の創出
- (3) 活気ある農林水産業の振興
- (4) 魅力ある観光の振興
- (5) 定住を促進する環境の整備

(生活環境・自然環境・都市基盤)

3 優しくすごしやすいまちづくり

- (1) 豊かな自然環境の保全と活用
- (2) まちなみと住環境の整備
- (3) 環境にやさしい循環型社会の構築
- (4) 道路・交通網の整備・充実
- (5) 上・下水道の整備
- (6) 消防・防災・交通安全体制の充実
- (7) 消費生活環境の充実

(教育・文化・交流)

4 豊かで輝く人の育つまちづくり

- (1) 幼児教育、学校教育の充実
- (2) 生涯学習、スポーツ活動の充実・振興
- (3) 史跡、文化の保存・継承
- (4) 地域交流、国際交流の推進

(行財政改革・情報化・住民参画)

5 みんなで協働して進めるまちづくり

- (1) 行財政運営の効率化の推進
- (2) 高度情報通信基盤の整備
- (3) 男女共同参画と住民参画の推進
- (4) C S Oの活動推進

2 主要施策

(1) 健やかに安心して暮らせるまちづくり

住民に最も身近な存在である自治体として、ニーズに応じたきめ細やかな医療・保健・福祉分野の施策を進めていくことが求められます。また、合併を機に当該分野の体制づくりや財政面での強化を図り、そのメリットを最大限に活かした施策を推進していくことが可能となります。その際、住民一人ひとりの自立と相互扶助の考え方を浸透させていくことも、これまで以上に必要となってきます。

このようなことから、「健やかに安心して暮らせるまちづくり」を進めるため、次の主要施策に取り組みます。

① 高齢者・障害者等福祉の充実

高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていくよう、高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者の生活や健康状態に応じたきめ細かな福祉サービスを行います。また、高齢者の就労の場や健康づくり、地域や子どもたちとの交流を推進するなどの支援事業を推進します。

民間との連携を図りつつ、グループホーム※やケアハウス※等の整備を促進するとともに、在宅介護を支援するため、基幹型在宅介護支援センターの設置を進めます。

さらに障害の有無などにかかわらず地域住民が共に歩む社会づくりを目指し、障害者が地域社会の中で生きがいのある生活を営めるよう、障害者福祉計画を策定します。また、障害者の社会参加・自立支援を促すため、早期療育とりハビリテーションの充実、相談体制の強化、在宅福祉対策の充実、就労支援等を推進します。

そのほか、生活保護措置事務の直接処理により、低所得者対策を推進します。

※グループホーム：認知症高齢者向けの介護を目的とした小規模な共同生活施設。

※ケアハウス：心身機能の低下などで独立した日常生活を送るには不安はあるが、多少のサポートがあれば、ほぼ自立した生活が可能な高齢者向けの施設

② 子育て支援、児童福祉の充実

女性の社会参画機会が増えるなか、安心して子どもを生み育てることができるよう子育て支援計画を策定し、少子化への対応など総合的な子育て支援の推進を図ります。また、育児支援のため、ファミリー・サポート・センター事業※の取り組みを進めます。

さらに、多様な保育ニーズに応えるため、保育サービスや保育施設の充実、改善に努めます。

そのほか、子どもが健やかに育つための環境づくりとして、児童館の整備や放課後児童クラブなどの整備、充実を図るとともに、児童や家庭が抱える様々な問題を解決するため、関係機関との連携のもと、情報提供や相談・指導体制の強化を図ります。

※ファミリー・サポート・センター事業：急な残業や子どもの病気など、保育園で対応できない突発的で変動的な保育ニーズに対応するため、地域内で会員登録制の相互援助組織をつくり、育児の手伝いをするもの

③ 保健・医療体制の充実

住民の多様で高度な医療ニーズに応えるため、各保健・医療機関相互の連携体制の強化を進め、救急医療にも対応した地域医療体制の整備充実を図ります。特に山間部での医療サービスの充実を図るため、診療施設の整備や各保健センターの連携強化を図るなど、新市全体での高度な保健・医療体制づくりを進めます。

また、住民一人ひとりが自主的・主体的に健康を維持し、生涯を通じて心豊かに暮らすことができるよう、健康づくり計画を策定し、健康診断や予防接種の充実などの市民の健康を支える環境整備と、関係機関相互の保健・医療・福祉ネットワークの構築を図ります。

④ 地域福祉の推進

少子高齢化や地域のつながりの希薄化などの社会環境の変化の中で、地域において行政と住民が協働して地域福祉をつくりあげていくことが重要となっています。そのため、福祉事務所の設置による総合的な福祉行政サービスの充実を図るとともに、新たに地域福祉計画を策定し地域福祉を推進します。

福祉活動の拠点となる既存施設については、その有効活用や充実を図るとともに、健康・福祉・子育て支援活動を行うボランティア団体や福祉関係団体との協働により、地域住民が互いに協力し、支えあう仕組みづくりを行います。さらに、ハートビル法*等に基づく公共施設のユニバーサルデザイン化を促進し、誰もが利用しやすい公共施設の整備を図ります。

※ハートビル法：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築促進に関する法律

[主要施策]

施策項目	主要な事業
①高齢者・障害者等福祉の充実	介護予防、在宅生活支援事業 新市高齢者保健福祉計画（ゴールドプラン）の策定及び推進 高齢者への支援事業 基幹型在宅介護支援センターの整備 障害者への支援事業 新市障害者福祉計画の策定及び推進 低所得者対策（生活保護等）事業
②子育て支援、児童福祉の充実	乳幼児医療費等各種助成事業 放課後児童健全育成事業 児童館（センター）整備事業 新市子育て支援計画（エンゼルプラン）の策定及び推進 新市次世代育成支援対策行動計画の策定及び推進 子育て支援事業 保育施設整備事業 ファミリー・サポート・センター事業
③保健・医療体制の充実	母子保健、老人保健事業 新市母子保健計画の策定及び推進 各種健診、予防接種事業 救急医療対策事業 診療施設等整備事業 保健福祉施設等整備事業 新市健康づくり計画の策定及び推進
④地域福祉の推進	福祉事務所の設置 新市地域福祉計画の策定及び推進 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進

(2) 力強く活気あるまちづくり

近年の厳しい社会経済情勢を反映し、新市における産業の振興は、住民から多くの期待を寄せられており、地域産業の活性化を図り、雇用の場を創出する施策を進めることが求められています。さらに、観光の振興は住民からも高い関心が寄せられており、新市として広域的かつ総合的な視点から、これらの課題に取り組むことが必要です。このように産業や観光の振興・活性化は住民の安定した生活の源となり、「力強く活気あるまちづくり」を進める基本となることから、次の主要施策に取り組みます。

① 地場産業、新産業の育成

地場の技術を活かした新たな産業や特産品の開発、産地の特色を活かした新鮮で美味しい農産物の供給体制の確立や担い手となる経営体の確保・育成などを進め、地域産業の育成を図ります。

ブランド力のある特産品の開発等については、農林水産業や商工業などが協力して進めることを支援し、異業種産業の交流促進を図ります。また、地産地消※を推進し、地域内での地元産品の消費増を図ります。

福岡都市圏や佐賀市などに近接する地理的優位性を活かし、遊休農地を活用した体験農園、オーナー農園や観光農園等のアグリビジネス、さらには山間部の滞在型余暇活動(グリーンツーリズム)の推進により新たな交流産業の開発・育成を図ります。

他産業の導入や新産業の創出、地場産業の高度化の受け皿となる施設や基盤整備を進め、情報通信産業や医療・福祉産業のほか、ベンチャー企業※等の新たな分野の起業支援を推進します。

※地産地消：地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること

※ベンチャー企業：新製品・新技術や新しい業態などの新機軸を実施するために創設される新生の企業

② 脳わいある商工業の創出

新市のまち並み整備と合わせた魅力ある商店街づくりを進め、住民や来訪者にとって利用しやすく、憩いと賑わいのある商業地の発展を図ります。このため、商店街の空き店舗対策や駐車場の確保、各種イベント開催の支援等、商業の活性化を進めます。

また、商工団体と連携した商店の近代化・合理化を支援し、担い手の育成、商業者による共同事業の推進を支援します。

工業については、工業用地の確保、立地環境の整備を進め、企業誘致を図ります。また、既存企業の製品の高付加価値化、販路開拓、技術開発への取り組みを支援するとともに、異業種産業の交流促進を図り、商工業の振興に努めます。

③ 活気ある農林水産業の振興

農林水産業の経営の安定・発展に向けた支援として、後継者の育成や新規就労者等の担い手育成の環境づくりを進めます。また、農道・林道の整備推進や農林水産業の生産基盤づくり、加工施設の整備を進め、生産の低コスト化、特産品の高付加価値化、産地の育成、拡大などを図ります。

また、「吉野ヶ里みかん」等の地域ブランド産地づくりを推進します。

木材生産、国土保全、水資源のかん養など、森林の果たす多面的な機能を保持するため、林業の振興を支援するとともに、下流域住民と連携した森林の保全事業やボランティア等による森林育成の取組みを推進します。

④ 魅力ある観光の振興

新市の豊かな自然を活かした観光地づくりや森林公園、親水公園等の整備を図るとともに、県立自然公園の活用、山間部の滞在型余暇活動（グリーンツーリズム）を推進します。

さらに吉野ヶ里歴史公園を観光拠点とし、豊富にある地域の個性的な観光資源・レクリエーション施設等をネットワーク化することにより広域的な観光ルートの整備を進め、一層の観光振興を図ります。また、宿泊施設や体験・観光農園等の体験型プログラムを構築し、滞在型観光への展開を図ります。

併せて、観光案内板や案内サインの充実、主な公共施設における観光情報の発信により、来訪者への情報提供の強化を図ります。

⑤ 定住を促進する環境の整備

多様な就労機会の確保・創出、地域ぐるみで取り組む子育て支援を図り、新市への若者等の定住を促進します。

山間部においては、豊かな自然環境と調和した秩序ある土地利用を図りながら、基幹産業である農林業、若者から高齢者まで安心して快適に暮らせるような生活環境の整備や生産基盤の整備を図ることにより定住を促進します。

市街地においては、土地区画整理事業による良好な居住環境の整備や住宅の誘導を進め、定住を促進します。

[主要施策]

施策項目	主要な事業
①地場産業、新産業の育成	経営構造対策事業 生産振興総合対策事業 地場産業振興（農産物）加工施設の整備 付加価値の高い食・農産物ブランド化の推進
②賑わいある商工業の創出	商店街活性化事業 まちなみ整備事業 中小企業融資 商工会支援 企業誘致の推進
③活気ある農林水産業の振興	農業農村整備事業 林道整備事業 造林事業 農林業後継者の育成支援 水田・園芸農業確立対策事業 観光農園等整備事業 水産物供給基盤整備事業 森林環境整備事業 森林整備地域活動支援事業
④魅力ある観光の振興	自然公園整備事業 森林公園、親水公園、都市公園整備事業（再掲） 観光施設等整備事業 吉野ヶ里歴史公園整備事業（県事業） 吉野ヶ里ニューテクノパーク用地の利活用の推進（県事業）
⑤定住を促進する環境の整備	土地区画整理事業 地域定住促進事業 新市過疎計画の策定及び推進 子育て支援事業（再掲） ファミリー・サポート・センター事業（再掲）

(3) 優しくすこしやすいまちづくり

新市における生活環境や街並み、交通体系の充実は、住民から高い関心を持たれており、地域特性に応じた計画的な施策を進めていくことが求められます。このような社会基盤の整備や豊かな自然環境を守ることは、住民の日常生活を支え、「優しくすこしやすいまちづくり」を実現するために必要不可欠なことから、次の主要施策に取り組みます。

① 豊かな自然環境の保全と活用

脊振山系の豊かな森林や、河川などの自然環境の保全を図るとともに、自然との共生に配慮しつつ、ふるさとの山や川が、人々の癒し、交流・体験活動の場として活用されるよう、自然を活かした公園の整備や遊休農地を活用した体験農園、オーナー農園等の仕組みづくりを進めます。

住民の身近な憩いの場、交流の場として、また、防災や避難のためのオープンスペースとして公園・緑地の整備や河川・クリークなどの水辺空間の整備を図るとともに、生態系に配慮した自然環境の保全と活用を推進します。そのため、クリークの持つ防災機能を保全するための対策を推進し、生物の生育環境に配慮した多自然型の川づくりなどの河川改修を進めます。

住民の自然保護に対する意識高揚を図るため、美化運動や環境教育を推進し、住民参加型の環境保全活動を行います。

② まちなみと住環境の整備

新市の計画的なまちづくりの方針や土地利用、道路・公園等の都市施設整備を図るため、住民の意見を取り入れながら都市計画マスタープランを策定します。

旧長崎街道宿場町の歴史的なまちなみの保全・整備や、山林、田園風景等の自然景観と調和した市街地・農山村の景観づくり等を進めます。また、住環境については住宅マスタープランを策定し、優良な宅地や住宅の整備を進めます。さらに、居住性に配慮した公営住宅の計画的な整備を進めます。

さらに、生活基盤の整備においては、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、高齢者や障害者を含めたすべての人が使いやすいまちづくりに努めます。

③ 環境にやさしい循環型社会の構築

ごみの減量化・再資源化を進めるため、分別収集の徹底や資源回収事業などのリサイクル活動を支援するとともに、再生機能を備えた廃棄物処理施設の整備を進めます。さらに、省エネルギー型社会を構築するため、新エネルギーの導入・雨水利用の促進や、生ごみの有効活用等を進めます。

行政・事業者・学校等との連携による環境学習プログラムの構築など、子どもたちや住民、事業者に向けた環境教育・啓発活動を行い、省エネルギー、リサイクル、グリーン購入※を推進します。また、不法投棄防止のための監視、指導の強化を図ります。

さらに、住民、事業者などに対し各種媒体による環境情報の提供を進めるとともに、環境ボランティア等地域住民との共同による環境保全の推進を図り、住民参加による環境にやさしい社会の実現を目指します。

※グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができる限り少ないものを選んで購入すること。

④ 道路・交通網の整備・充実

新市の一体的な結びつきを強化し、市外との連携や市内を環状に結ぶ幹線道路として、国道、主要地方道、一般県道等の整備を促進し、利便性の高い道路網を形成します。また、住民の日常生活において、安全性や快適性の高い生活道路の整備を進めます。

鉄道駅、主要な公共施設、病院、福祉施設等を循環するルートを設定し、多くの人が利用しやすいコミュニティバスなどの導入を進めるとともに、新市内の交通手段の確保に努めます。

⑤ 上・下水道の整備

安全な水道水を市内全域に安定的に供給するため、上水道施設や、簡易水道・小規模水道施設の整備を進め、未給水区域の解消に努めます。

快適で清潔な住みやすい環境づくりと公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農業集落排水など生活排水処理施設等の整備を促進するとともに、適正な維持管理に努めます。なお、公共下水道等の整備が困難な地域においては、浄化槽市町村整備推進事業等の活用を図り合併浄化槽の設置を促進します。また、これらの汚水処理施設の整備促進を経済的かつ効率的に進めるため、新市において汚水処理設備構想を策定し地域固有の状況に応じた計画的な整備を行います。

⑥ 消防・防災・交通安全体制の充実

災害に強いまちづくりを推進するため、新市の地域防災計画を策定し、地域が一体となった防災体制を構築します。また、消防防災施設の整備や危機管理システムの構築と併せて、災害時における連絡体制の強化を図るための、防災行政無線の整備を推進するとともに、住民の防災意識の啓発や、自主防災組織の強化・育成を図ります。

土砂流出や崖崩れ等の災害防止のため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業を進めます。また、治水機能の強化を図る河川・クリークの改修・整備を進めます。

事故や犯罪の少ない安全なまちづくりを進めるため、街路灯等の整備を推進するとともに、警察・消防・地域の連携を強化します。

地域の交通安全と交通事故防止のため、関係機関・団体や市民が行政と協力して交通ルールの遵守と安全意識の高揚を図るとともに、交通安全対策と交通安全施設の整備を推進します。

武力攻撃事態等において住民の安全を確保するため、市民保護計画を策定とともに、国や県及び指定地方公共機関等関係機関と相互に連携協力し的確かつ迅速な市民保護措置が実施できる体制を構築します。

⑦ 消費生活環境の充実

安全で安心できる消費生活を実現するため、消費生活に関する情報の提供を行い、消費者意識の啓発や普及に努めます。また、消費者被害に速やかに対応するため、消費生活相談体制を充実し消費者の保護を推進します。

[主要施策]

施策項目	主要な事業
①豊かな自然環境の保全と活用	森林環境整備事業（再掲） 森林整備地域活動支援事業（再掲） 森林公園、親水公園、都市公園整備事業 県営地域用水環境整備事業〔直鳥地区〕（県事業） 市河川改修事業 「広域基幹河川改修事業〔田手川、中池江川、三本松川、馬場川〕（県事業）」 「河川局部改築事業〔笛隈川、城原川、鯰江川、嘉瀬川〕（県事業）」
②まちなみと住環境の整備	公営住宅建設整備事業 新市住宅マスタープランの策定及び推進 新市都市計画マスタープランの策定及び推進 まちなみ整備事業（再掲） 農村振興総合整備事業
③環境にやさしい循環型社会の構築	新エネルギー導入促進事業 塵芥適正処理（処分）推進事業 葬祭公園整備事業 し尿及び浄化槽汚泥適正処分推進事業 新市環境基本計画等の策定及び推進
④道路・交通網の整備・充実	生活コミュニティバス（地域内・広域循環）運行事業 市道整備事業 国道264号、385号道路整備事業（県事業） 一般県道、主要地方道路整備（改築）事業（県事業） 国道34号道路整備の促進
⑤上・下水道の整備	上水道施設、簡易水道・小規模水道等整備事業 公共下水道事業 浄化槽市町村整備推進事業 農業集落排水事業 浄化槽設置整備事業
⑥消防・防災・交通安全体制の充実	消防防災施設等基盤整備事業 新市地域防災計画の策定及び推進 自主防災組織の育成 急傾斜地崩壊対策事業 通常砂防事業〔白木川、広瀧西川〕（県事業） クリーク防災機能保全対策事業
⑦消費生活環境の充実	消費者意識の啓発 消費者保護の推進

(4) 豊かで輝く人の育つまちづくり

社会や経済の構造が大きく変化するなか、それに対応した人材の育成や、生涯を通じていきいきと暮らすことのできる生涯学習、文化・スポーツ活動の場づくりが望まれています。また、地域資源・伝統文化を大切にしていくことが地域の特色をより一層輝かせるとともに、住む人の心の豊かさをつくりあげていき、住民一人ひとりが輝きを持って生活できる環境を形成していくものと考えられます。

このようなことから、「豊かで輝く人の育つまちづくり」を進めるため、次の主要施策に取り組みます。

① 幼児教育、学校教育の充実

良好な教育環境を整備するため、老朽化した幼稚園・小中学校の校舎などについては計画的な補修や改築を行うとともに、教育施設の高度化や情報化・国際化社会に対応した教育内容の充実を図ります。

さまざまな体験学習や郷土教育を実施するなど、地域の歴史・自然・人とのふれあいの機会をつくり、家庭・学校・地域社会が一体となって、子供たちを守り育てる体制づくりを進めるとともに、特色ある学校づくりを進めます。

② 生涯学習、スポーツ活動の充実・振興

住民の多様な学習・芸術・文化活動のニーズに対応するため、図書館などの生涯学習・文化活動の拠点施設の整備・充実を進めます。また、優れた芸術・文化に触れることのできる機会の創出に努めるとともに、住民の自主的な文化活動への支援を行い、新たな市民文化の醸成を図ります。

さらに、体育施設の充実や各種スポーツ大会の開催等を通じて、スポーツ活動の振興を図るとともに、多様な世代・地域の人々の交流活動を推進します。

③ 史跡、文化の保存・継承

吉野ヶ里遺跡をはじめとするかけがえのない歴史資源や地域に根ざした伝統芸能、祭りなどの文化を次世代に受け継ぐため、その拠点となる施設を整備し、保存・継承に努めます。

また、それらの歴史・文化については、地域固有の資源として新市内外の人々に公開するなど積極的に交流活動への活用を図り、地域の活性化を図ります。

④ 地域交流、国際交流の推進

各地域の有する歴史・文化的資源及び河川や森林などの自然を活かし、ひと・もの・情報が交流・連携できる施策を新市が一体として展開することにより、交流人口の増大、郷土愛の醸成を図ります。また、各町村や地域で行われてきた多彩なイベント・交流事業については、住民の参加や企画の範囲を拡大することにより、新市全体の交流・活性化を図ります。

また、姉妹都市との交流事業等を通して、生活・文化など多様な異文化交流を促進するとともに、国際感覚あふれる人づくりや国際社会に対応できる人材育成を進めます。

[主要施策]

施策項目	主要な事業
①幼児教育、学校教育の充実	幼稚園、小中学校施設・設備等整備事業 スクールバス運行事業 通学費等助成事業 学校給食共同調理場整備事業 外国語指導助手招致事業
②生涯学習、スポーツ活動の充実・振興	社会教育施設整備事業 社会体育施設整備事業 文化・スポーツサークル等各種団体の育成、活動支援 広域的文化・スポーツ交流の推進 県民体育大会の開催（県事業） さわやかスポーツ・レクリエーション祭の開催（県事業）
③史跡、文化の保存・継承	史跡、文化財等保存整備事業 埋蔵文化財センター整備事業 歴史民俗資料館整備事業 吉野ヶ里遺跡発掘調査（県事業）
④地域交流、国際交流の推進	世代間・地域間交流事業 新市合併記念イベントの開催 国際交流事業 外国語指導助手招致事業（再掲）

(5) みんなで協働して進めるまちづくり

財政状況が悪化するなかで行政自らが最大限の努力を行い、サービス内容の充実を図るとともに、新市として広域的かつ総合的な視点から、行政と住民が連携し、新市を住民のみなさん自らが育み、創りあげていくことがより一層必要となります。このようなことから、「みんなで協働して進めるまちづくり」を進めるため、次の主要施策に取り組みます。

① 行財政運営の効率化の推進

定員の適正化や民間活力の導入等による行政改革の推進を図るとともに、分権型社会における高度かつ多様な行政課題に対応できる職員の育成、福祉部門などへの職員の重点配置など地域ニーズに応じた弾力的な人員配置に努めます。また、本庁と総合支所などの情報ネットワークを活用した行政サービスの向上や行政評価制度の導入により、効率的・効果的な行政運営を進めます。

さらに、自主財源の確保に努めるとともに、まちづくりの長期的・総合的な展望のもと、事業効果、施策の重要度・緊急性度・優先度等による財政の中・長期見通しを立て、事業の重点化を図りながら、効率的な財政運営に努めます。

② 高度情報通信基盤の整備

本庁と総合支所において同等の窓口サービスが実施できるよう情報ネットワークを整備するとともに、ITを活用した福祉・防災・教育などの各種生活関連情報の提供、電子申請・届出への対応、行政事務の効率化等を図る総合的なシステム（電子自治体）の構築を推進します。

地域の情報化を進めるため、高速アクセス（ブロードバンド※）網などの広域的な高度情報通信基盤の整備を推進するとともに、携帯電話不通地域の解消を促進し、情報格差の是正に努めます。

情報化の推進により、行政と住民の情報の共有化や地域の活性化を促進し、新市の一体的な発展・向上を目指します。

※ブロードバンド：高速、大容量の送受信が可能な通信環境のこと

③ 男女共同参画と住民参画の推進

男女がともに個人として自立し、社会のあらゆる分野に平等に参画できるよう、女性の社会参加のための支援や啓発体制づくりを進め、男女共同参画社会の実現に努めます。

また、住民の自主的・主体的なまちづくり活動に対する積極的な支援を行い、行政主体・住民参加型から住民主体・行政支援型まちづくりへの転換を図ります。

そのため、多様な媒体による広報の充実と積極的な情報の公開を進め、住民と行政の信頼関係の確立を図るとともに、行政の透明性の拡大や説明責任の遂行など開かれた行政の推進に努めます。

④ C S O の活動推進

住民主導型のまちづくりを推進するため、C S O を行政とともに、公共を担う主体として位置付け、活動拠点となるコミュニティ施設の整備・充実やリーダーの育成など住民活動への支援を行います。

また、環境保全やまちづくり、福祉などのさまざまな分野でのボランティア活動を支援するとともに、住民の意識高揚を図ります。

[主要施策]

施策項目	主要な事業
①行財政運営の効率化の推進	行政改革大綱の策定及び推進 新市定員適正化計画の策定及び推進 福祉事務所の設置（再掲） 戸籍電算化システム導入事業 電子自治体推進事業 政策評価、事務事業評価システムの構築検討 バランスシート※の作成、公表 庁舎改修等事業
②高度情報通信基盤の整備	戸籍電算化システム導入事業（再掲） 地域情報化推進事業 電子自治体推進事業（再掲） 地域インターネット導入促進基盤整備事業 移動信用用鉄塔施設整備事業
③男女共同参画と住民参画の推進	男女共同参画担当部署の設置 男女共同参画推進のための計画、条例の制定 各種委員会・審議会等への女性登用の推進 住民参画システム（パブリック・コメント※手続等）の導入 新市のホームページ等による積極的な情報提供
④C S Oの活動推進	コミュニティ施設の整備・充実 ボランティア活動等への支援 合併市町村振興基金事業（コミュニティ活動の活性化支援、新市のC I事業※等）

※バランスシート：ある時点の資産と負債の残高情報により、市町村の財政が健全であるかどうかを把握するためのもの

※パブリック・コメント：行政などが規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、住民の意見を求め、それを考慮して決定する制度

※C I事業：地域らしさをつくること、「地域らしさ」を活かしたまちづくりを通じて、地域の将来の発展を目指していくこと

VI 新市における県事業の推進

V 新市の主要施策で整理した主要事業のうち、佐賀県が事業主体となって行う事業を以下に再整理します。

河川環境や幹線道路網の整備、農業基盤、高度情報通信基盤の整備など、新市の一
体感を高める基盤整備の改善・強化を図るとともに、新市の特色を活かしたまちづく
りを総合的に支援するための事業を推進していきます。

[主要施策]

施策項目	主要な事業
活気ある農林水産業の振興	県営かんがい排水事業
豊かな自然環境の保全と活用	県営地域用水環境整備事業〔直鳥地区〕 「広域基幹河川改修事業〔田手川、中池江川、三本松 川、馬場川〕（県事業）」 「河川局部改築事業〔笹隈川、城原川、鯰江川、嘉瀬 川〕（県事業）」
道路・交通網の整備・充実	国道264号、385号道路整備事業 一般県道、主要地方道道路整備（改築）事業
消防・防災・交通安全体制の 充実	通常砂防事業〔白木川、広瀧西川〕 急傾斜地崩壊対策事業 クリーク防災機能保全対策事業
魅力ある観光の振興	吉野ヶ里歴史公園整備事業 吉野ヶ里ニューテクノパーク用地の利活用の推進
高度情報通信基盤の整備	公共ネットワーク整備事業
生涯学習、スポーツ活動の 充実・振興	県民体育大会の開催 さわやかスポーツ・レクリエーション祭の開催
史跡、文化の保存・継承	吉野ヶ里遺跡発掘調査

VII 公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮しつつ、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら計画的に進めていくことを基本とします。

また、新たな公共施設の整備にあたっては、財政事情を考慮しながら、事業の効果や効率性について十分議論するとともに、既存施設の有効活用など、効率的な整備に努めます。

なお、合併に伴い総合支所となる庁舎等については、行政サービスの低下を招かぬよう、情報システムのネットワーク化等、必要な機能の整備に努めます。

VIII 財政計画

新市における財政計画は、健全な財政運営を基本に、平成18年度から平成32年度までの15年間について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績等により普通会計ベースで作成したものです。

なお、歳入・歳出の主な前提条件は、次のとおりです。

1. 歳入

(1) 地方税（譲与税及び交付金）

過去の実績推移と今後の経済見通し等を踏まえ、人口推移を勘案しながら現行税制度を基本にして推計しています。

(2) 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併直後の臨時の経費に係る財政支援措置、市町村合併による新たな特別交付税措置、合併特例債の交付税算入分、生活保護費支援措置を見込んで推計しています。

(3) 分担金及び負担金

過去の実績推移等を踏まえて推計しています。

(4) 使用料及び手数料

過去の実績推移等を踏まえて推計しています。

(5) 国庫支出金・県支出金

過去の実績推移等を踏まえ、合併に係る財政支援（補助金・交付金）を見込んで、現行制度を基本に推計しています。

(6) 財産収入

過去の実績推移等を踏まえて推計しています。

(7) 寄付金・繰入金

不確定要素が大きいため、現時点では見込んでいません。

(8) 諸収入

過去の実績推移等を踏まえて推計しています。

(9) 地方債

本計画に基づく主要事業の財源として、合併特例債及び通常債を見込むとともに、現行制度に基づく減税補てん債・臨時財政対策債額を併せて推計しています。

2. 歳出

(1) 人件費

退職者の補充を抑制することによる一般職職員数の削減、合併による特別職の職員数及び議會議員数の削減等を見込んで推計しています。

(2) 物件費

過去の実績推移等を踏まえ、合併による事務経費削減効果を見込んで推計しています。

(3) 維持補修費

過去の実績推移等を踏まえ、新市における行政財産等の管理状況を勘案して推計しています。

(4) 扶助費

過去の実績推移等を踏まえ、高齢化の進行に伴う社会福祉経費の増加と福祉事務所の設置に伴う生活保護費の増加を見込んで推計しています。

(5) 補助費等

過去の実績推移等を踏まえ、一部事務組合等については必要額を見込んで推計しています。

(6) 公債費

各町村の平成17年度までの地方債に係る元利償還予定額に、新市における新たな地方債（合併特例債及び通常債等）に係る償還見込額を見込んで推計しています。

(7) 積立金及び投資・出資金・貸付金

不確定要素が大きいため、原則として見込んでいませんが、合併特例債の基金造成分のみ加味しています。

(8) 繰出金

国民健康保険・老人保健に関しては現行制度を基本とし、上・下水道事業に関しては、収支見通し等を勘案して推計しています。

(9) 投資的経費

健全な財政運営を行うことを前提に、まちづくり計画に基づく事業等の経費に充てるのこととしています。

3. 歳入歳出の見通し

【歳入】

(単位:百万円)

項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
1 地方税	2,887	3,218	3,240	3,173	3,103	3,188	3,167	3,196	3,178	3,148	3,132	3,134	3,136	3,139	3,136
2 地方譲与税	439	196	189	180	178	173	164	157	147	147	147	147	147	147	147
3 利子割交付金	11	16	16	13	12	8	7	6	5	5	5	5	5	5	5
4 配当割交付金	8	10	4	3	4	5	5	11	4	7	7	7	7	7	7
5 株式譲渡所得交付金	6	5	3	2	2	1	1	16	1	6	6	6	6	6	6
6 地方消費税交付金	288	283	265	275	275	267	264	262	316	450	450	562	562	562	562
7 ゴルフ場利用税交付金	11	11	10	10	8	8	9	10	9	10	10	10	10	10	10
8 自動車取得税交付金	67	70	61	38	35	26	35	30	14	14	14	14	14	14	14
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	17	17	16	15	15	14	13	12	11	11	11	11	11	11	11
10 地方特別交付金	76	22	45	52	55	47	16	17	17	17	17	17	17	17	17
11 地方交付税	4,923	4,614	4,842	4,977	5,358	5,369	5,464	5,328	5,095	4,986	4,830	4,684	4,490	4,397	4,365
12 交通安全特別施策交付金	8	9	8	8	8	8	8	8	8	9	9	9	9	9	9
13 分担金及び負担金	168	289	233	234	229	231	291	300	237	246	246	246	246	246	246
14 使用料及び手数料	252	240	242	255	241	244	256	243	263	268	268	268	268	268	268
15 国庫支出金	681	749	877	2,018	2,251	1,468	1,950	2,570	2,435	2,219	2,009	2,029	2,086	2,041	2,052
16 県支出金	639	1,194	902	1,064	2,281	1,433	1,085	1,060	1,075	1,389	1,373	1,381	1,379	1,380	
17 財産収入	43	58	50	44	71	56	47	75	84	40	40	40	40	40	40
18 寄付金	0	1	5	116	4	4	7	3	5	0	0	0	0	0	0
19 緑入金	107	59	179	208	115	144	68	27	455	764	571	448	493	910	1,240
20 緑越金	213	257	271	405	696	705	499	449	581	165	0	0	0	0	0
21 諸収入	243	239	186	281	177	150	172	163	265	202	200	200	200	200	200
22 地方債	694	1,007	1,005	1,273	2,443	2,396	1,429	1,610	2,103	1,039	1,798	2,732	3,102	2,431	2,265
歳入合計	11,781	12,564	12,649	14,644	17,561	15,945	14,957	15,553	16,308	15,142	15,950	16,230	15,839	15,980	

(平成18年度～平成25年度：決算額、平成26年度：清算見込額、平成27年度～平成32年度：計画額)

【歳出】

(単位:百万円)

項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
1 人件費	2,557	2,514	2,497	2,341	2,311	2,323	2,263	2,189	2,226	2,263	2,253	2,239	2,234	2,242	2,246
2 物件費	838	857	875	1,114	1,323	1,376	1,310	1,370	1,514	1,503	1,472	1,460	1,491	1,516	1,516
3 維持補修費	23	23	40	59	62	60	72	64	63	64	66	67	66	67	67
4 扶助費	1,419	1,563	1,640	1,759	2,221	2,338	2,409	2,431	2,648	2,799	2,702	2,780	2,859	2,950	3,015
5 補助費等	2,212	2,152	2,147	2,621	2,536	2,007	1,855	1,878	2,076	2,537	2,456	2,377	2,301	2,228	2,156
6 公債費	1,857	2,007	1,983	2,069	1,832	1,912	1,935	2,009	2,114	2,215	2,005	1,993	1,951	2,029	2,179
7 積立金	564	207	488	547	1,033	678	803	558	421	6	173	173	173	173	173
8 投資及不出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 貸付金	32	32	34	32	33	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
10 繰出金	1,151	1,161	1,219	1,295	1,351	1,360	1,409	1,404	1,509	1,522	1,572	1,592	1,613	1,634	1,655
11 投資的経費	870	1,776	1,328	2,130	4,154	3,357	2,432	3,029	3,539	2,202	2,414	3,238	3,509	2,969	2,941
歳出合計	11,523	12,292	12,244	13,948	16,853	15,445	14,508	14,972	16,143	15,142	15,143	15,950	16,230	15,839	15,980

(平成18年度～平成25年度：決算額、平成26年度：決算見込額、平成27年度～平成32年度：計画額)

《この新市まちづくり計画に対するご提言・ご意見の送付先》

〒842-8601 神埼市神埼町神埼410番地
神埼市役所 総務企画部 企画室

電 話：0952-52-1111 FAX：0952-52-1120
E-mail : soumu-02@city.kanzaki.lg.jp URL : <http://www.city.kanzaki.saga.jp>